

三春町告示第24号

平成28年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月22日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成28年3月3日（木）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成28年3月3日、三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 1号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第 2号 町道路線の認定及び変更について

議案第 3号 三春町行政不服審査会条例の制定について

議案第 4号 職員の降給に関する条例の制定について

議案第 5号 三春町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例等を廃止する条例の制定について

議案第 6号 三春町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第21号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 三春町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第26号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第27号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第28号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第29号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第30号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第31号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第32号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第33号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第34号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第35号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第36号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第37号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第38号 三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について
- 議案第39号 ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について
- 議案第40号 三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について
- 議案第41号 さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について
- 議案第42号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第43号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第44号 平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第45号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第46号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第47号 平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について
- 議案第48号 平成28年度三春町一般会計予算について
- 議案第49号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第50号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第51号 平成28年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第52号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第53号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第54号 平成28年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第55号 平成28年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第56号 平成28年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第57号 平成28年度三春町宅地造成事業会計予算について

平成28年3月3日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
-----	--------

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	佐久間 幸 久
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	本 間 徹	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫		

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年3月3日（木曜日） 午前10時15分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託
- 第 8 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時15分)

…………… 欠席届の報告 ……………

○議長 会議に先立ち報告いたします。執行者側より、インフルエンザ罹患のため、滝波広寿生涯学習課長が、本日と明日の本会議を欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

…………… 開会宣言 ……………

○議長 ただいまより、平成28年三春町議会3月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番小林鶴夫君、12番橋本善次君のご両名を指名いたします。

…………… 会期の決定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月17日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月17日までの15日間と決定いたしました。なお、会期日程につきましては、お手元に通知しました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成27年度第9回、10回、11回の例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました議案第1号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」から、議案第57号「平成28年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの57議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 平成28年度の当初予算を審議していただく3月定例会が開催されるにあたり、新年度予算編成方針並びに主な施策等について説明をいたします。

東日本大震災から、間もなく5年が過ぎようとしております。

町では、原発事故による除染対策を最優先に取り組んで参りました。関係各位のご理解とご尽力により、町内全地区の除染を実施しており、住宅地及び町道の除染については、平成28年度の完了を目指し取り組んで参ります。なお、仮置場から中間貯蔵施設への除染廃棄物の早期搬出についても、引き続き国に要望して参ります。

さて、町政におきましては、昨年9月に町長選挙及び町議会議員選挙が行われ、今後4年

間の体制が決定するとともに、平成27年度を初年度とした「第7次三春町長期計画」の取り組みや、人口減少と地域経済規模縮小の克服を目指す「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、合併60周年となる平成27年度を、あらためて今後の町政の出発点としたところであります。今年度は、新たな気持ちで「夢」や「将来への希望」を持てるまちづくりを進め、第7次三春町長期計画に掲げる将来像「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」を、実現するための力強いスタートを切る年にして参りたいと存じます。

平成28年度当初予算の概要について申し上げます。

町税収入や復興財源が減少し一般財源の確保が非常に難しい状況ではありますが、皆さんが安心して生活していくために必要な社会保障関連や、老朽化した公共施設等の維持管理、子ども・子育て支援、人口減少・地域経済縮小の克服を目指す総合戦略などに財源を優先的・重点的に配分し、編成したところであります。また、除染をはじめとした原発事故からの復興に引き続き取り組んで参ります。

予算の執行に際しては、町民や議会、各種団体等からの声を十分に聴きながら現場主義を徹底し、課の枠組みにとらわれることなく組織横断的な連携を図って参ります。

次に、新年度の重点施策について、第7次三春町長期計画に掲げた6つの基本目標に沿って説明をいたします。

目標1 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりについてであります。

「三春町除染実施計画」に基づく除染等の推進のため、除染事業として引き続き住宅地や町道の除染を進めるとともに、北部三地区第2仮置場の整備や除染廃棄物の管理、放射線量の事後モニタリング調査業務も併せて実施いたします。

また、ベクレル調べるセンターでの食品検査や学校給食等食材検査のほか、健康管理のため小中学校生のホールボディカウンターによる測定や、線量計の貸与等を続けて参ります。

さらには、農業用ため池放射性物質対策や農業系汚染廃棄物対策、農作物吸収抑制対策など、農業に関する放射性物質対策事業を実施するとともに、風評被害払拭への取り組みとして三春町産農産物のPRに努めます。

このほか、地域防災力強化のため、防災拠点となる消防団屯所の新築工事や消防車両・消防小型ポンプの更新、防災行政無線デジタル戸別受信機の整備を行うとともに、交通安全対策として危険箇所へのカーブミラー設置、区画線引き工事等を行い、防犯灯についてもLED防犯灯の新設・既存防犯灯の維持工事を行います。

目標2 住みよい美しい環境で暮らせるまちづくりについてであります。

幹線道路網の整備及び生活道路維持補修の促進については、幹線道路の整備を進めるほか道路改良事業・町道維持工事を継続し、住環境整備のため側溝改修や生活道路整備事業助成金事業を継続いたします。

老朽化した橋梁等の補修・修繕については、三春北大橋橋梁補修工事を実施するとともに、町道に架かる橋梁点検事業を継続いたします。

町民生活面では、引き続き、町営バスの利便性向上に努めて参ります。新エネルギーの導入促進については、住宅用太陽光発電設備等設置補助事業を継続いたします。

快適な住環境等の維持・管理のため、老朽化した町営住宅の改修を実施するほか、昭和56年以前に着工された木造住宅の耐震診断を行い、診断結果による改修費用の補助を実施して参ります。

また、老朽化した水道施設の改良を図るとともに、上下水道の適切な維持管理を継続いた

します。

目標3 豊かな心と文化を育むまちづくりについてであります。

まず、子育て分野であります。子育て支援施策の充実を図るため、特定不妊治療費助成事業や妊婦健康診査事業、子育て支援医療費助成事業などを継続して参ります。私立幼稚園や認定こども園、小規模保育所への子ども・子育て支援給付事業についても継続実施いたします。

多子世帯の支援については、18歳未満児を複数養育する世帯の第2子の保育料を半額とする制度を新設するなど、養育支援事業・保育料無料化事業・保育料負担軽減事業を継続いたします。

また、中央児童館の「わんぱくクラブ」と「まほらっこ三春教室」を三春小学校で一体的に実施するなど、放課後子ども総合プラン推進事業を充実して参ります。

さらには、確かな学力・生きる力の育成を図るため、英語・漢字検定費を補助するなど、基礎学力向上や特色ある学校づくりを図って参ります。

共に学び、共に生きる教育の推進については、特別支援学級やスクールカウンセラー派遣事業等を継続するとともに、子どもの家庭環境問題に対応するため、新たにスクールソーシャルワーカー派遣事業を実施します。

老朽化した保育所、幼稚園及び学校・交流館等については、設備の更新や施設の修繕を行い安全・安心な環境を整えて参ります。

芸術・文化・スポーツ活動の企画及び機会の確保については、スポーツ団体活動交付金や交流館自主事業を継続するほか、町指定文化財の修繕について補助して参ります。

目標4 誰もが健やかに暮らせるまちづくりについてであります。

町民の健康増進及び地域医療の確保については、健康の保持増進、疾病の早期発見早期治療、さらには生活習慣の改善を促進するため成人健康診査(住民健診)事業を実施するとともに、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン等の予防接種事業を推進するほか、医師会・町立三春病院等と連携して感染症対策や健診事業を効果的・効率的に展開して参ります。また、田村地方在宅当番医制度や駅前健康サロン運営事業についても継続して参ります。

高齢者福祉の充実については、「平成27年度～29年度 高齢者いきいきプラン6」に基づく「通所型介護予防事業(にこにこ元気塾)」等を通じて健康寿命の延伸に努めるとともに、介護保険事業の健全な運営に努めて参ります。また、福祉施設の管理・修繕などの維持管理についても継続して実施いたします。

障がい者福祉の充実については、「平成27年度～平成29年度 三春町障がい者福祉計画」に基づき、障がい者給付・自立支援給付事業などをはじめ障がい福祉サービスのさらなる充実を努めるとともに、社会福祉協議会へ委託している基幹相談支援センターを中心に障がい者の相談支援体制を推進して参ります。

目標5 産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくりについてであります。

農業・農村の持続発展のための取組については、中山間地直接支払交付金や多面的機能支払交付金制度を利用し、良好な農村環境の保全を図りながら畜産振興、鳥獣被害防止対策及び森林再生事業に力を注ぐとともに、農業の担い手育成や6次産業化の推進に積極的に取り組んで参ります。

企業誘致等による働く場の確保については、企業誘致や雇用促進を奨励するとともに、中小企業への融資やICT企業等立地補助等を実施いたします。

中町蔵を核とした中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、中町蔵を三春まち

づくり公社の指定管理により運営するとともに、景観整備や街なか賑わい創出事業等への助成を継続して実施いたします。

通年型観光の創造については、引き続き滝桜観光対策や観光振興事業を力強く推進するとともに、まちづくり公社や福島ガイナックス、さらには今年全館オープンとなる環境創造センターとの連携により積極的に事業を展開して参ります。

併せて、国際間・地域間交流のため、秋まつりや県内外で開催されるイベント等で三春産品を販売するとともに人の交流を推進して参ります。

定住人口の増加を図る施策の推進については、賃貸住宅建設促進事業奨励金、空き家改修等補助金に加え、3区画以上の住宅団地造成への奨励金を新たに実施するほか、地元建築業者活用や住宅団地の販売促進、空き地・空き家対策事業及び若者交流促進イベントを継続して参ります。

目標6 協働と町民参画による自立したまちづくりについてであります。

行財政経営の適正化・効率化の推進のため、新しい公会計の整備を図るとともに、保有する公共施設を効果的・効率的に活用するために、公共施設等総合管理計画に基づいた取り組みを行って参ります。また、役場庁舎基本構想策定業務についても併せて実施いたします。

さらには、社会保障・税番号制度の導入を踏まえた町民サービスの向上のため、新たに行政証明書コンビニ交付サービス事業を実施するとともに、引き続き個人番号カード発行等を実施して参ります。

以上、平成28年度の主な施策と予算の概要について述べましたが、これらの事業に取り組む一般会計当初予算の総額は、73億1,808万円であり、前年度と比較して5億6,717万円、率にして8.4%の増となったところであります。

放射性物質対策特別会計では、除染作業及び仮置場の管理・整備を実施するため、13億3,001万円を計上いたしました。前年度と比較して19億2,212万円、率にして59.1%の減となりました。

その他の4特別会計では41億5,050万円、4企業会計では15億6,554万円を計上いたしましたところであり、これらを含めた平成28年度の予算総額は、143億6,414万円となります。

提出議案について申し上げます。

最後に、今定例会に提出いたしました議案についてであります。「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を始め、「町道路線の認定及び変更について」の議案が1件、「三春町行政不服審査会条例の制定について」など条例に関する議案が22件、「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」の議案が13件、「三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について」など指定管理に関する議案が4件、「平成27年度三春町一般会計補正予算」、「平成28年度三春町一般会計予算」など予算関係議案は16件で、計57議案となっております。これらにつきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重にご審議のうえ、全議案議決を賜りますようお願い申し上げます、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第1号から、議案第57号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第1号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第2号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第3号「三春町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第4号「職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号「三春町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例等を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号「三春町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号「三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号「三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「三春町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「三春町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題と

いたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号「三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号「ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号「三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第41号「さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第42号「平成27年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第43号「平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第44号「平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第45号「平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第46号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第47号「平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

資本的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号「平成28年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号「平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号「平成28年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号「平成28年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたし

ます。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第53号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第54号「平成28年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号「平成28年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号「平成28年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第57号「平成28年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… **議案の委員会付託** ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております「議案第1号」から「議案第57号」までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう、お願いいたします。

…………… **陳情事件の委員会付託** ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りいたしました、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、12月定例会において、継続審査となっている陳情事件についても、審査されるようお願いいたします。

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

(散会 午前10時54分)

平成28年3月4日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
-----	--------

総務課長	工藤 浩之	財務課長	佐久間 幸久
住民課長	新野 徳秋	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	本間 徹	保健福祉課長	佐久間 孝夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子 伸一

教育委員会委員長	武地 優子	教 育 長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	影山 敏夫		

農業委員会会長	宗形 義 匡
---------	--------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年3月4日（金曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。会議に先立ち報告いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。なお、本日は、11名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、傍聴者の皆様には、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます

只今より、本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で、質問席において行います。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体の30分以内の時間制限であります。

○議長 それでは、通告による質問を、順次許します。

○議長 8番渡辺正久君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 議長のお許しをいただきましたが、最初の質問者ということで、大変緊張しておりますが、27年度重点施策にあげられておりました2件について、端的にお尋ねをいたします。

1件目ですが、今日、地方創生、地方創生と語られておりますが、どこの自治体もが最も頭を痛めておるのが地域経済の減退と人口の減少ではないかと思えます。その施策として我が町でも企業誘致の強化、創業の支援、雇用の促進などの施策が打ち出されております。それらについて、お尋ねをいたします。

1. 地域経済の向上を図るため、企業の誘致と雇用の拡大は非常に重要な施策と考えますが、現状と課題を具体的にお聞かせください。

2. 今後の取り組みと28年度の目標をお尋ね致します。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長！

○産業課長 只今の質問にお答えをいたします。2012年の経済産業省等の統計では町内には640の事業所があり従業者数は、約5,200人ほどであります。工業団地といたしましては、大平と平沢工業団地はすでに完売し、田村西部工業団地には、25年度に互省製作所さくら工場、また、三春工業が創業し、現在は福島県環境創造センターの建設工事が行われ、また、新たに住友電工の工場の進出計画が進められている等、企業等の進出により、新たな雇用が期待されます。

また、震災後の産業復興として、町内既存の事業所10数社が「ふくしま産業復興投資促進特区」の税制の特例措置を受けることができる制度を活用し、新規の設備投資や雇用を行っています。

「三春町人口ビジョン」に記載されておりますが、雇用力が最も高いのが、介護福祉・介護事業等であり、稼ぐ力が最も高いのはゴム製品製造業で、雇用力と稼ぐ力の水準がともに高いのは、生産用機械器具製造業です。

課題といたしましては、若い世代が就職等を機に町外に流出しており、若い世代にとって魅力ある「しごと」の創出が求められており、雇用を支える地域産業力の競争力の強化や新事業・新産業を生み出すための包括的創業支援等を三春町の総合戦略に掲げたところであります。

2点目の今度の取組みの目標をお尋ねしますという項目ですけれども、28年度以降の今後の取組みとしては、企業動向の情報収集をしながら、「三春町総合戦略」に基づく具体的な取組みを進め、工業分野の振興と併せて、特色ある観光振興産業、農産物の6次化も含めた稼ぐ力のある農業、また商業・サービス業分野においても、地域産業の競争力をさらに強化し、雇用創出を図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） 新たな企業が進出するなど、雇用が増えているのは大変喜ばしい状況であると思います。大平と平沢工業団地が、完売しているということではありますが、企業誘致が28年度の施策にもあげられております。企業誘致を図るには、やはり用地がなくては話しになりません。用地造成の件につきましては、後ほど他の議員が質問することになっておりますので、深くは触れませんが、現在町内に何区画残っておるのでしょうか。

二つ目はですね、今後の取組みとして、企業の動向の情報収集をすると、というようなことで、これは非常に大切なことだと思うんですけども、その中味についてもうちょっと詳しく、どのような方法でやるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 只今の再質問にお答えをいたします。まず1点目の工業用地でございますが、只今お話しありました平沢並びに大平工業団地、田村西部工業団地は、今回の住友電工ですべて完売という状況でございます。現在、三春町で工場を誘致するという場合の用地といたしましては、今まで工場があった跡地の紹介を県のホームページ等でもだしてございまして、現在、1箇所という状況でございます。

2点目の情報収集ということでございますけれども、これにつきましては、福島県、また福島県の企業局と連携を取りまして、県の方でいろんな企業誘致のための企業訪問、また、企業へのアンケート調査なども行っておるもので、福島県へ企業進出したいという情報などを県で収集も行っております。そういった県との連携としながら、企業動向などの情報収集を図って参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） まず、用地の件ですが、現在あるのは元工場跡の1箇所ということではありますが、例えばですね、平沢の工業団地、その辺を拡張するのめどうかというふうに考えます。平沢の工業団地は町の玄関口でもあります。駅に大変近く、駅周辺の活性化と申しますか、賑わい創生にも非常に重要ではないかと思えます。その辺、ぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

2点目なんですけれども、これらの企業誘致とか、雇用の拡大という施策は本当に地道な活動というか、長いスパンで考えていかなければならないと、そう簡単に成果があがる事業ではないということは、私も承知をしております。ただですね、その中で、少しでも成果をあげるためには、やはり年度ごとに計画を作成するというか、目標を定めて努力することが非常に大切ではないかと、いうふうに思えます。そういうことで、年度ごとに目標値を定めるというか、目標を明確にして取り組むと、今年度はここを重点的にこういうことをやると、例えば雇用を10名でも、20名でも増やそうとか、そういうふうな中で、既存の企業との懇談会を定期的に開くとか、やはり訪問をして、その企業だけでなくグループ企業、関連企業、その辺の情報も収集するということが、後の企業進出にも役立つのではないかと、いうふうに考えます。それらについて、どうお考えか、お聞きいたしたいと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

産業課長！

○産業課長 只今の質問にお答えをいたします。まず、平沢工業団地の造成の件ですけれども、先程も申し上げましたように今後の企業の動向、または経済状況を勘案しながら、今後の計

画の中で可能かどうか、併せて検討していきたいと思います。

あと、2点目の目標を定めてということで、今後の雇用の計画などの中で、それらも含めて検討して参りたいと思います。なお、造成または企業の雇用につきましても、やはり、情報収集をしっかりとやりながら、可能性について今度検討して参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) それでは、2件目にうつります。昨年3月定例会で質問をいたしました定住促進施策について、ひとつ踏み込んで質問をいたします。三つお尋ねをいたします。

一つ目ですが、平成26年度の課題をどのように事業へ反映させ実施したか、併せて今年度の実績をお尋ねいたします。

二つ目、「三春町定住促進計画」は、今年度が最終年度であります。事業内容を精査されたと思います、その結果をお尋ねいたします。

三つ目、この政策は計画を検討し今後も継続すべきと思いますが、次年度以降どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 まず1点目、定住促進のための住宅施策についてでございます。上舞木字戸ノ内地内などの町有地を宅地として整備したほか、賃貸住宅建設を促進するための奨励金の交付など、様々な取組みを実施してきたところでございます。

また、急増する空き家を有効活用する観点から実施して参りました空き家情報を提供する事業については、空き家を利用して定住したい方がいるにもかかわらず、提供できる物件情報がほとんどない状況や、空き家に居住するために改修が必要な場合の個人負担が大きいことなどの課題がありました。

こうした状況を踏まえ、平成27年度においては、空き家の改修費用に対する支援や空き家調査などを実施してきたところでございます。

こうした主な取組みの平成27年度の現時点での実績についてですが、上舞木字戸ノ内地内などの宅地として整備した分譲地の売却件数が8件、賃貸住宅建設を促進するための奨励金の交付実績が5件、空き家の改修等の補助実績が2件となっております。

2点目の最終年度の精査と結果というご質問ですが、こうした各事業については、三春町定住促進計画に基づき実施して参りましたが、定住促進計画の内容にきましては、本年度策定いたしました「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に再編しております。

その際、事業内容を精査した点についてですが、町内に転入した世帯などを対象とした賃貸住宅家賃助成事業が必ずしも定住につながらない場合があることから、平成28年度以降、事業を継続しない方針としました。

また、町の住宅分譲地の提供ばかりでなく、民間活力を活用した住環境の整備を促すため、平成28年度から、宅地造成や分譲を行う事業者等に対して奨励金を交付する事業を実施することとし、所要の経費を平成28年度予算に計上させていただいております。

さらに、先般は東邦銀行と包括連携協定を締結し、三春町に定住を希望する方や子育て世帯の方などを対象として、住宅ローンの金利引き下げプランを創設いたしました。

3点目の今後のあり方ですが、こうした定住促進のための住宅施策については、平成28年度以降も「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、継続して実施していきたいと考えており、住宅施策の個別の事業内容の精査も、総合戦略の検証と併せて、行ってきたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） 只今の答弁をお聞きいたしまして、三春町定住促進計画を作成し、3カ年の重点的な取組みは、それなりに成功を収めたんじゃないかというふうに考えます。ただ、大変すばらしい事業もあがってございましたが、それらが実施できなかったということが、けっこうあったように思いまして、今後の課題も多いと思います。この事業を今後も「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で継続していくというふうな答弁でございましたので、今まで3カ年でですね、事業を遂行してきました。その中味ですが、今後の課題というふうなことも含めまして、ちょっと2、3お聞きしたいと思います。

まず初めにですね、「三春町定住促進計画」、これを作成して実施したわけですけども、今後もこの計画を見直しなどしながら、継続していくのか、まず先にお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 先程、お答えさせていただいたとおり、定住促進計画は、先程の「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に再編ということで、定住促進計画という名前は残りませんが、その内容の今後残すべきであろう、先程お答えした内容については、当然引き継いでいくわけです。過去3カ年の中で、必ずしも効果があがったものについては、先程の賃貸住宅の助成事業などがございましたが、そういうものについては、今回の機会を持ちまして見直しをさせていただいているということで、基本的には成果のあるもの、あるいは、新しく試みて成果があるのではないかというものについては、今回の総合戦略の中で、盛り込んで継続していくのが基本的な考えと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） 今の答弁でこの計画書は、継続していくというように私は、解釈をいたしました。それで、その中で計画にあがってございましたけども、実施にいたらなかった定住促進助成金、おおまかに言うと町内において、住宅を取得した方に対する助成、これらは今回の精査の中で検討されたのか、今後どうするのか、それとこれは大変定住には重要だと思われるけども、新婚家庭家賃助成金、これらについての見通しはたったのか、そして、3点目はですね、28年度の計画の中で、私が目に付いたのは、三世代同居等の方を対象とする住宅ローンの特別金利などを考えているということを目にしましたけども、これらは具体的にどのような内容のものなのか、大変魅力的な施策だとは思いますが、お聞きします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 ご質問にお答えします。まず、1番最初の住宅の取得に対する助成金ということのご質問でございましたが、確認の意味を込めてお話しをさせていただきますが、これは、例えば町内に住宅を建てた場合、町からそれに見合う助成金があるかどうかというご質問ということであれば、過去の中でもかたちは違うんですけども、計画には確かに載せた経緯がございます。ただ、あえて「旧」という表現をさせていただきましたが、この定住促進計画

の中に、計画書の中には確かに定住促進助成金、その当時は新設ということで、そういったものを構想、計画としては計上してございました。ただ、今回の見直しの中で、これについては、実施されておりませんでした。今後の地方創生の中で、これの扱いについては現在のところ、具体的な予定は考えておりません。それが1点目でございます。

2点目の新婚世帯への助成と言うことでありますが、先程、今年度をもって見直したいと言うお話をさせていただいた賃貸住宅に対する助成金、これは定住促進計画の中では、アパート家賃助成金、もう一つ新婚家庭家賃助成金と言う二つのものを、これを合体して実施してきたという経緯がございました。これについては、先程申し上げたとおり、必ずしも定住に結びついていないということで、この賃貸住宅の家賃に対する助成金については、今年度をもって一旦区切りをつけさせていただくわけですが、後段の新婚家庭助成金については、新婚世帯への助成ということについては、別なかたちで創生事業の中に盛り込んでいくことを計画してございます。

3点目の三世代向けの特別金利の話してございますが、これはすでに東邦銀行さんのほうでも、すでにこういったパンフレットなどを店頭準備してございますので、詳しくはそちらをご覧くださいということになるんですが、これはもともとある店頭の表示金利から、年一律、年1.200%金利を減額、マイナスするということです。例えば、固定の10年が、例えば店頭の10年ですと、年3.150%のものが、今回の包括提携の関係がございまして、-1.2ということになりますと、差引き1.950%というふうな低金利になるということで、住宅を建てる計画の方については、大変魅力ある内容となっているのかなあとというふうにご覧いただいております。詳細については、今回の中では省かせていただきますが、一例をあげればそういった内容となっております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） この住宅ローンの件なんですが、これは、東邦銀行の事業であってそれらを町でも定住につなげるために、PRというか、促進していくと、進めていくというように解釈してよろしんでしょうか。

それとですね、賃貸助成金ですか、それらについては27年度で廃止というか、中止することなんなんですが、やはりこれらは、なかなか若い人たちのニーズに合わなかったとか、定住にはなかなか結びつかなかったんじゃないかと思えます。逆にですね、住宅の新築ですか、そういうふうな面、若者向けの住宅、それらを取得した人に対するという助成を考えていけば、住宅を建てればそこに永住するということが一般的な考え方だと思えますので、その辺をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それとですね、あと1点なんですけども、これは関連するんでお聞きしたいんですけども、現在、原発事故で町内に避難されている方で、自宅に戻りたくても戻れないで、三春町内に住宅を建てて住みたいとふいうに考えておられる人も多いと思えます。現在、そうして取得している方もございます。それらの方に対するですね、いろんな支援というか、助成金のようなものではなくて、受け入れているわが町として、支援することはないのか、その辺も考えていかなくはならない時期に来ているんじゃないかなあと考えますけども、避難自治体からなんかその辺について、お話しがあるのか、その辺も関連ですけども、お聞きをしたいと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○議長　それで、3点目の避難者に対する支援については、答弁できる範囲でお願いします。

○総務課長　まず、一つ目の住宅ローン、東邦銀行との住宅ローンの関係ですが、先程答弁書の中でお答えさせていただいたとおり、今回地域創生の関係で、東邦銀行がそもそも事業計画に載せてございます、県内では20箇所目の提携ということになりました。その包括連携協定を締結したことによる、住宅ローンの引き下げということになりますので、ぜひ、ご利用いただければと思っております。

あと、2点目ございました賃貸住宅関係、あるいはそういった住まいに関する様々なご提案につきましては、基本的にはいい部分については従来の促進計画を、そのまま地方創生の中にも引き継いでいくということについては、変わりございません。

あと、3点目につきましては、町長より考え方を述べさせていただきたいと思っております。

○議長　鈴木町長！

○町長　3点目については、私から答弁をさせていただきます。避難者に対する支援ということですが、三春町は葛尾村、富岡町ですね、復旧・復興に支援をしております。当然、両村、町もですね、復興のために、今、最大の今、努力をはらっているわけでありまして。非常に難しいんでありますけれども、三春町に住みたいからといって、三春町がそういう人たちに支援をしいのか、支援できるのか、復興に水を差すようなことは、三春町としてはできないと、こういうふうに思っております。ただ、個人でですね、三春町に住みたいと言って、宅地を求めたり、家を建てたりしている人たちが、かなりの数にあがっています。当然、登記されるものですから、法務局から町の税務課に報告がありますから、正確な数字はつかんでおります。かなりの数にあがっておりますけれども、そういう人々に対する支援というのは、非常に難しいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長　質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　11番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○11番(小林鶴夫君)　議長の許可のもと、昨年10月に作成しました、三春町人口ビジョン・総合戦略について質問させていただきます。

わが国の総人口は平成22年、2010年の1億2,806万人をピークに、昨年の国勢調査で1億2,711万人となり、約95万人の減少となっております。95万人の数は、福島県の人口が概ね半分になったことに相当いたします。明らかに人口減少社会が、現実のものとなったと思います。少子高齢社会に対応するため、人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を作って、将来にわたり活力ある社会をつくるために、まち・ひと・仕事創生法が、国の法律として平成26年11月に制定されました。これに沿って、都道府県をはじめ、各自治体では人口ビジョンと総合戦略の策定が求められ、三春町も昨年10月に作成してですね、町の大きな目標になりました。

わが町は第7次三春町長期計画が、東日本大震災や原発事故などの影響で、当初の予定より1年前倒しで、平成27年から36年までの10年間の計画となり、総合戦略も同じく、平成27年から31年までの5年間の計画となりましたので、第7次長期計画と重複いたしますが、それぞれの目標を達成しなければ、町の維持発展は、望めない状況になって参りました。

創生法は人口問題が背景で制定されたのではないかと、私は考えております。そのために、

人口ビジョンの作成が求められたと思いますが、1番目にですね、第6次長期計画で最終年、平成27年のですね、三春町の人口を18,600人程度と想定しました。実際には、約17,000人となってですね、約1,600人大きく下回ってしまいました。下回った要因は何であったのか、それに対してどのような対策がされたのか伺います。

2番目には、新たな人口ビジョンでは平成72年、2060年、約半世紀後となってしまいますけども、現在の17,000人をですね、約12,000人程度の維持という目標になっております。しかし、あまりにも先の長い話して実感がわきませんので、総合戦略の最終年にあたる平成31年のですね、人口を何人位を目標としているのかお伺いいたします。

3番目に総合戦略は人口ビジョンを実践するために一つの手段としてですね、基本目標や具体的な施策をまとめたものと考えますが、基本目標の1番目のですね、町内就業者数を平成24年の5,238人から、最終年の31年には5,500人、すなわち7年間で266人増と、単純年平均37、8人の増を見込んでおりますけども、基本目標の2番目のですね、年間転入者数を平成25年の406人から最終年の31年には430人に増やすと、6年間で24人、単純平均で年4人と控えめな値となっておりますけど、基本目標3番目の出生率、すなわち、一人の女性が一生に産む子どもの人数の平均ですが、平成24年の1.4人から平成31年には1.6人とするというふうになっております。基本目標4番目のですね、年間転出者数を平成25年の536人を最終年の31年には500人、6年間で36人、年平均6人減らすとの数値目標が、かかげられております。転出者を減らして、転入者を増やして、いわゆる、移動率を0にするというのは、2030年、平成42年を目標としておりますが、それぞれの基本目標に対する具体的な施策を明確かつ簡単にお伺いしたいと思います。

4番目にですね、この総合戦略を作成するに当たり、町のどのような組織や、どのような方々と意見を交換されたのかお伺いいたします。

最後の5番目にですね、総合戦略の進捗状況をPDCAのサイクル、すなわちP、Plan、これ計画ですね、D、Do、実行、C、Check、評価、A、Actか、またはActionと言っておりますけども、改善の繰り返しを検証する体制はいつから具体化されるのか。また、初年度ですね、平成27年度の進捗状況は、このPDCAサイクルを実証する予定はあるのか、以上お聞かせ願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 第6次長期計画における平成27年の想定人口18,600人については、第6次長期計画を策定した平成17年以前の10年間における人口減少数約930人に対し、第6次長期計画で掲げた施策を推進することで、平成27年までの10年間の人口減少数を約600人に抑えるという内容のものであります。

しかしながら、全国的な人口減少の傾向のなか、当町におきましても、事業所数の減少により働く世代の転出傾向が強まったことや、少子高齢化により出生者数を死亡者数が上回る状況が拡大したことなどが、人口減少をより加速させ、想定を大きく下回った要因と考えております。

2点目のご質問ですが、今年度、策定した人口ビジョンについては、平成31年の想定人口を16,300人程度としています。

3点目のご質問についてですが、基本目標①町内就業者数の関係ですが、これは町内の空き店舗や蔵を活用した創業支援や金融機関と連携した販路開拓・商品開発支援、福島ガイナックスや県の環境創造センターと連携した観光・教育旅行商品の開発など、町独自の資源を

有効に活用した取組みを推進することで、町内の仕事の創出につなげていきたいと考えております。

基本目標②、これは転入者関係です。空き家を有効活用するための取組み、宅地造成や分譲を行う事業者等に対して奨励金を交付するなど、住宅施策の強化を図り、それらの情報発信を積極的に行うことで、転入者の増加につなげていきたいと考えております。

基本目標③、出生率関係ですが、これは子育て世帯の経済的負担を軽減するために、保育料の減免措置の拡充や医療費の助成などを実施し、また、子育てと仕事の両立を支援する放課後児童クラブの充実やファミリーサポートセンター事業への支援など、様々な施策を総合的に行い、出生率の増加につなげていきたいと考えております。

基本目標④、転出者数関係です、これは基本目標①から③に挙げた取組みのほかに、中心市街地の活性化や地域医療・福祉環境の充実など、魅力ある安全安心な町の創出を図り、転出者の抑制につなげていきたいと考えております。

4点目のご質問についてですが、総合戦略の策定時には、町内部での検討のほか、振興対策審議会、県立田村高校、商工会、JAたむら、東邦銀行、郡山女子大学などからの意見をお聴きいたしました。

5点目のご質問についてですが、検証体制につきましては、現時点では未定ですが、来年度、総合戦略の策定時に意見を聴取した団体などにおいて、検証をお願いすることなどを想定しております。

また、昨年10月に総合戦略を策定したところでありまして、平成27年度中にその検証を行う計画はございませんが、来年度、先ほど申し上げた体制を具体化していくなかで、検証を行っていききたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 一番初めの第6次計画ではですね、大幅に予想を下回ってしまったという答弁だけで、それに対してどういふことをやったんだよという対策の答弁ございませんでした。過ぎてしまったことなんで、それについては求めませんけども、私、人口ビジョンというか長期計画の目標というか、人口問題のところみてみますとですね、人口は何年に何人を目標とするとは書いてないんですね、単に想定するという言葉、普段想定というのは使うような使わないような、ちょっと目標という言葉に対してですね、想定というのは腰が引けちゃっているような気もしないではないんですけども、特に人口問題に対してはその言葉が出ているんです、目標と想定とどういふふうに使分けるとかなあと、ということが気になりました。それに関して今後のですね、平成31年度人口はですね、只今、13,600人程度、ここにも想定人口という言葉が使われていますね、人口に対して13,600人程度としますという答弁がございました。私、第7次長期計画の概要版のここに人口の推移書かれていますけども、平成32年に15,872人、27年で17,117、これを単純に平均から逆算すると、16,100人くらいかなあとという予想してましたけども、ちょっとそれより200人増えてですね、16,300人と想定と、ぜひこれ为目标としていただいて頑張っていたただきたいなあと思う次第です。そこら辺ちょっとお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 一つ目の想定と目標についてであります。先程、第6次、あるいは第7次ということで長期計画が出て参りました。この長期計画といいますのは、すべての行政活動の

基本となる自治体の最も上位にある計画でございます。今後、10年間の町の目指すべき目標を定め、その指針となるものでもございます。併せて長期計画では、今後10年間の財政見直しも行ってございます。そのため、財政見直しを試算する際には、将来人口推移を仮定して試算する必要があります。このため、長期計画では想定という言葉を使っておりました。ただ、内容的には様々な施策を行い、将来人口の目標を意味しているということでございますので、基本的には想定あるいは目標という言葉の違いはございますが、実質目標ととらえていただいてもよろしいのかなあとと思います。

あと2点目の、やはり同じく想定と目標ということなんですが、ご承知のとおりこの地方創生につきましては、数々の計画、想定あるいは目標をかかげてるんですが、それについては具体的な数字で、後日成果指標を検証しなければならないということになります。したがって、目標ということについては、様々な推計はあろうかと思うんですが、ぜひともこれを達成していこうではないかという努力を表すという意味では、目標という言葉は確かに適切だというふうに思っております。町としては今回計画書は作らしていただきましたが、具体的な事業も併せてお示しをしたところでございます。これに向けて力いっぱい努力していただくという意味で目標という言葉を使っておりますので、ご理解いただければありがたいと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 只今の答弁で想定と目標の使い分けが分かりました。今後は、できたら目標ということで進めていただきたいと思っております。

もう一つですね、今回、三春町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、これの概要版ですけども、今の答弁の中で、この計画は一番上位にあるんだという答弁ございました。このことをですね、知っている町民がほとんどいらっしゃらない、確かに広報みはるの1月号から2月、3月号に少し書かれてますけども、この中には特に総合戦略に対して、具体的な目標相当書かれていますけども、広報の中ではほとんどふれられていない気がするんですね、今後、広報の1、2、3月号だけではとても町の人だけでは、理解できていないじゃないかと思っております。普段良く目にする情報公開、情報公開するんだという言葉に対しては、今回作ったものがもっともっと情報公開すべきだはなかいと思っておりますけども、余計な話しになりますけども、実は今月の10日に役場庁舎の研修のために、近くの国見町に行きました。国見町ではやはり、国見町ひとひとしごと創生総合戦略という非常に分かりやすい新聞になっているんですね。これは、1月の末に全戸に配付したと聞いていまして、これは、企画情報グループにも差し上げてますけども、今後、こういうものを町民にお知らせすべきではないかなと思っておりますけども、今後もっともっと情報を提供する計画があるかいなか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 人口ビジョン総合戦略の内容について、もう少し詳しい広報をという骨子のご質問だと思います。確かにお尋ねにとおり、広報みはる1月から3月まで概要をお知らせさせていただいたところでございます。国見町のチラシなども大変参考になる事例でございます。基本的な考えを申し上げますと、まず、たとえがいいかどうかかわからないですけど、例えば新聞でも、大見出し、中見出しというふうにだんだん詳細な情報にいくと思っております。町で広報させていただいた広報誌など、いわゆる大見出し、ちょっと概要を含めた中見出し

ということになります。詳細な内容につきましては、町としては、さらに印刷物というよりは、例えば、概要版を持参した出前懇談会などで、ある程度、限られた人数の中で、それぞれ個人の方が不明に思っている点にお答えするのが、一番浸透していく広報かと考えてございます。したがって、今後の広報につきましては、ぜひとも出前懇談会の制度がございまして、こういった制度に興味をお持ちになった場合、お声をかけていただければ、お話しさせていただきたいと、併せて、時々状況によりましては、また、再度広報みはるなどでの、お知らせを図っていきたく思っております。基本的には、出前懇談会などでかなり具体的なお話をする機会があれば、我々としてもうれしいと思っておりますので、よろしくお話ししたいと思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 今、今後の情報提供、出前懇談会等で、せっかくこういうものがあるからということですが、出前懇談会がどの程度今年なされるのか、疑問にも感じますけれども、それ以外にちょっと積極的に、考えていただければなあと思います。実際の詳細な中味について、この席でももちろん質すことはいたしませんけれども、この総合戦略、人口ビジョンをですね、本当に取り組んでいただきたいと思います。

ただ、1点質問の趣旨にそれるかもしれませんが、タベこの総合戦略、パッと見た中で、ちょっと気になった点がございまして、もし、よろしければお答え願いたいですが、この一番大事な産業の観光振興のためにですね、平成25年年間観光者数、52万4千人を平成37年最終年で60万人とする。7万6千人程度増にすると、年間の入込者数はどういうふうカウントされるのか、滝桜だけであれば分かるかと思っておりますけれども、これもし分ければ教えていただければと思いました。

○議長 通告にありませんので、答えを控えさせていただきます。答えられる部分もありますか。

工藤総務課長！

○総務課長 本日、様々なご提案ありがとうございます。私は計画は作らせていただきました。中にもあるとおり、今後この目標に向かって、皆さんのお力を借りたいとの趣旨のことも書かせていただいております。様々なお知恵や提案をいただければ、私たちも大変、努力のしがいがございますので、ぜひともその点もよろしくお話ししたいと思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 先に通告してあります2点について質問したいと思います。

1点目ですが、国際交流事業について、ライスレイクの家の利用者数、どのようになっているのか伺いたいと思います。また、ライスレイクの家の建物自体、約30年くらいたっておりますが、これの改修について伺いたいと思います。

2点目のライスレイク市との交流事業であります。近年、留学生、サマーキャンプなど参加者が大変減少しております。今後の事業の考え方について伺いたいと思います。

3点目ですが、ブータン王国との交流を今後どのようにするのか伺いたいと思います。

ます。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 6番議員の質問にお答えいたします。1点目のライスレイクの家の利用者数についてですが、喫茶や会議での利用者数が平成22年度から平成26年度の年間平均で2,270人、同じく、宿泊での利用者数が年間平均で83人となっております。

また、建物としてのライスレイクの家は、平成5年に建築して今年で23年目を迎えます。これまでに入口付近のタイルや南側のデッキ、内装の一部などについて、管理運営主体である「三春町国際交流協会」と協議しながら修繕工事を行って参りました。

なお、議員ご指摘の改修等につきましては、公共施設長期修繕計画に基づき、平成35年度に外壁の改修工事を計画しております。

また、建物の管理につきましては、定期的に点検を行いながら修繕等を進めて参りたいと考えております。

2点目のライスレイク市との交流事業についてですが、ライスレイク市と姉妹都市交流を締結してから来年で30周年を迎えようとしており、その間、町では三春町国際交流協会と連携しながら、交流事業を進めてまいりました。

その中心的事業として、サマーキャンプへの派遣や受入事業、ライスレイク高校への派遣事業について、継続的に実施してまいりましたが、近年はご指摘のとおり参加者が減少している状況であります。

その要因として、社会情勢や国際的政情不安など参加しにくい環境があるのかと考えております。

しかしながら、これからの時代は、国際社会に対応する人づくりが必要不可欠であります。ライスレイク市との交流30年という節目の時を迎えるにあたり、今後の事業については、内容を精査し、三春町国際交流協会やライスレイク市国際交流協会と協議しながら進めて参りたいと考えております。

3点目のブータン王国との交流についてですが、平成23年11月にブータン国王が国賓として来日し、東日本大震災の被災地である福島県に訪問したことを契機として交流が始まり、当初は、滝桜の苗木の提供などを目的として、2回の訪問団の派遣を行いました。

その際、ブータン王国側から、苗木の提供と併せ、造園などに関する技術的な支援の依頼を受け、財政面の対応も含め継続的な交流を行うため、ブータン三春協働実行委員会を組織し、JICAの事業採択を受け、ブータン王国への人的派遣やブータン側からの研修生などの受入を行っています。

JICAから採択を受けた事業が平成28年度末までの計画となっていることから、それまでは、その事業内容に沿った交流を行い、その後の交流のあり方については、双方に無理のないかたちで、持続可能な交流が行えればと考えております。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） まず、1点目のライスレイクの家の関係ですが、会議ではそれなりにかかなりの利用者があると思いますが、宿泊については年間83名ということは、普通に考えれば年間30日から40日くらいの稼働日かなと思うわけですね、それでライスレイクの家ができた当時とでは社会情勢なり、大変変化しております。それで、年間83名という宿泊者を考えた時に、そのライスレイクの家のもつ役割、意義、これをもう一度考え直してい

かないとならないんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 ライスレイクの家は交流の証として、資材をアメリカから輸入し、そしてアメリカから大工さんがきてくれて、町内の大工さん方の協力を得ながら建てた施設であります。したがって、交流の証としてのライスレイクの家は、国際交流協会に指定管理者制度を活用して、委託をしております。協会としては、それなりの努力をしてくれていると思っておりますけれども、確かに宿泊者は少ないけれども、今、だからといって、大きく見直しという状況にはないと、このように判断をしております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 見直さない、現状のままですということだと思いますが、通常ですと、家庭でもそうだと思いますが、20年、30年たつとだいたい水周りが、リフォームというのが、だいたい一般的になってくるのかなあと思うわけでありまして。外壁は平成35年に大規模改修、外壁のほうはみるということですが、内装について、今まで大きな改装は手付かずというふうに聞いております。内装などについても改装の考えがあるのか伺いたしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。内装につきましては、その都度、改修ということで行っていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） ライスレイク市との国際交流ということではありますが、年々参加者が少なくなっているということで、社会情勢も含めて、家庭状況も含めて大変変化がきてきているというのが実情で、そうなっていると思いますが、もっと数多くの町民が参加できるような国際交流を考えていかないとならないんじゃないかと、サマーキャンプなり、高校生の派遣という以外にライスレイク市との交流ということで、また違った意味で幅を広げていかないと思いたしますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 町民の方もということでございますが、以前は相当の数の方がおいでいただいたということがございます。併せてそれも検討して参りたいと思っておりますが、とりあえず、サマーキャンプということで、現在は中学生、高校生を対象にやっております、これが現在、何年か過ぎますと英語課ということで、小学校5、6年生も英語を勉強する時代に入って参りますので、その辺も含めサマーキャンプの方は、なんとか見直しを図りながら拡充をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） ブータン王国との関係ですが、平成25年にですね、ブータン王国と一番最初に訪問団で行ったのが25年だったと思いますが、この時にブータン三春協働実行委員会が立ち上がっていたと思っております。この目的が、まずブータン王国との末永い友好関

係と草の根交流を展開していくということを目的に作ってあるわけですね。末永い友好関係、今の答弁見ますと、ジャイカの採択を受けた事業の2年半で5,000万近くの事業費だったと思いますが、それがあうちはやりますという答弁だったと思います。その後については、無理のないかたちで行っていくということで、ブータン三春実行委員会の設立が、当時のね、末永い友好関係を作っていくんだと、お金がなくなったらやめんだよと、そんなふうな答弁だったと思いますが、これについてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 先程も申し上げましたが、今はジャイカの草の根運動としての交流を進めております。これは、当初から計画をたてて実施をしているわけでありまして。したがって、この草の根交流の期間は、この計画に沿って交流を進めると、ただその後は、ブータンわが三春町それぞれ、無理のない範囲、つまり、背伸びをしないような長く続くような交流を目指していくということであって、金があるうちはやって、金がなくなればやらないというものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 来年度については、28年度についてはジャイカの事業とうことで行おうと思いますが、その後について、無理のないかたちでということですが、だいたい想定されるのはどんなことでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 現在、考えられることは、交流の証し、形をブータンに、それから三春町に残して、それらをもとに、長く、継続したいという考えをしております。一つの例は、ブータンに日本庭園、三春庭園ですね、それを作ってその周辺に滝桜の苗木を植えたりして、それらの成長をみていくと、三春町にブータン庭園を作って、まだかなうがどうかは分かりませんが、ブータンにはヒマラヤ桜というものがあります。きれいな桜であります。これらの種をもらうか、苗木をもらうか、これからでありますけれども、それを三春のブータン庭園に植えて、さくら交流として進めていきたいもんだなあと、想定しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 2点目ではありますが、桜川を利用した街なか観光についてであります。

桜川の河川改修が今年の夏頃までには完成するというふうに聞いております。完成後の桜川を利用した街なか観光をどのようにするか、お伺いしたいと思います。

2点目の桜川の景観を維持するための管理、これをどのようにするかお伺いしたいと思います。

3点目ではありますが、街なかでも観光客用の駐車場の確保、これをどのようにするのかお伺いしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。まず1点目ですね、桜川河川改修事業及び周辺整備は、「豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝える三春らしいまちづくりの推進」を目標に都市再生整備事業として進めてまいりました。

三春町は、通年型観光の創造により、特色ある観光産業の振興を進め交流人口を図ることで、地域の活性化を目指しております。その一環として景観形成や街なか賑わい創出事業を展開し、街なかに観光客を誘導したいと考えております。

昨年は、観光ボランティアガイドの会で、「三春まち歩きガイド」のパンフレットを作成し、桜川沿い散策も含めて、観光客の皆様へ、まち歩きの楽しさをPRしております。また、ふくしまデザインレーションキャンペーン特別企画として実施をしました「リアル宝探しイベント in 福島・コードF-5」には、1万人を超える方々が参加し、街なかを散策しながらチェックポイントを巡りました。

今年の宝探しでも、桜川沿いの「百杯宴の碑」等にチェックポイントを設置する予定であります。桜川沿いを含めて、歴史と文化の街を散策していただくことにより、三春町の良さをより多くの方々に知っていただき、多くの観光客に訪れていただくよう情報発信に努めていきたいと考えております。

次、第2の質問ですが、桜川の景観を維持するための管理ですが、河川管理者であります福島県に、町議会桜川河川改修対策特別委員会の委員の皆様と共に桜川の維持管理の要望を実施し、平成27年度は、現在までに一本松地内の草刈りと堆積土砂の撤去を行っていただきました。また、この3月中に御免橋から大神宮橋までの区間の堆積土砂の撤去、さらに、大町から八幡町までの草刈りが実施される予定になっております。

今後も町議会桜川河川改修対策特別委員会のご意見、ご協力をいただきながら、桜川の河川管理者に引き続き維持管理を行ってもらうように、関係機関へ要望を行って参りたいと考えております。

また、町で整備しました百杯宴広場の維持管理は町が行って参ります。

第3の質問にお答えいたします。現在、街なかの公共駐車場につきましては、役場庁舎周辺をはじめ、旧ベニマル跡地の駐車場など、計10ヶ所を管理しています。これらの平日における駐車可能台数は179台であります。また、土・日の役場閉庁時には合計で約300台の駐車場が確保されております。特に、桜の観光シーズンには、これらの駐車場の有効な活用を図るため、仮設の案内板の設置や、誘導員を配置するなどの対策により、観光客用の駐車場を確保したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 1点目の桜川を利用した観光ですが、議員で各地に視察研修ということを行っておりますが、今まで行った那須烏山、そして栃木市ではこのような大手観光会社が出版して、実際は自主的に作っておるんですが、大手の観光会社が関わったこういったパンフレットを、パンフレットというよりも観光雑誌ですね、これを自治体独自で作っているわけです。これは、地域の観光スポットや祭り、そして食べ物、また、お土産まで一冊に入っておるわけですが、約20ページから多いとこで40ページくらいの雑誌になっているわけですが、これは大手の専門家の目線で地域の魅力を雑誌にして紹介していくということでもあります。こういった専門家の力を借りながら、三春町の街なかを含めた魅力を紹介して

行ってはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

産業課長！

○産業課長 只今のご質問にお答えいたします。観光地のパンフレットで大手の観光事業者がパンフレットを作っていることにつきましては、拝見しております。専門家の分析による観光地のPR活動でございます。現在三春町では平成26年度と27年度、日本観光振興協会によります魅力ある観光地づくりということで事業を展開しております。これは、以前の三春町観光協会の事業をして行ってございまして、現在は、三春まちづくり公社の方で事業を行っておりますが、観光振興協会の専門のスタッフ、旅行の専門のスタッフなどに入らせていただきまして、町のいろいろ分析をしていただいたり、モニターツアーなども計画しております。

今後とも外部の専門家による観光の分析なども参考にしながら、今後の観光事業を展開していきたいと思っております。また、大手の出版社によります雑誌ですけど、かなり費用もかかっているのかなと思っておりますので、今後可能かどうかについても分析をして参りたいと考えています。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 2点目の桜川の景観の維持であります。岩江では平成15年から桜川をきれいにする会、ボランティア団体が年間を通して桜川の清掃活動を行っているということでもあります。確かに行政にお任せするのは、住民にとっては簡単かもしれませんが、なかなかそこまでは手が回らないというのが行政の実態だと思います。このようにボランティア活動を通じた桜川の景観の維持というのは非常に大切になってきていると思います。そういった意味でも、住民を巻き込んだボランティア団体の育成は、本当に必要になってくるんじゃないかと思っておりますが、そういった団体の育成などについてどのようにお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

建設課長！

○建設課長 今のご質問でございますが、桜川をきれいにする会は岩江の方で、作られております。昨年も年に6回ほど合計で300名くらいの方が作業してございまして、大変ありがたく思っております。旧町の件ですが、現在まだ桜川の河川改修工事が進められておりますので、工事によりまして、土砂等がまだ流れ出ておる状況でございますので、そちらの方を一度県の方に撤去していただきましてから、各地区の方で町民の方に作業等を今後は実施していただきたいとは思っておりますが、それまでの間県の方の予算の状況もございまして、時期等については、これからの動向を見て、いつ頃町民の方をお願いしていくかを、桜川の特別委員会とも協議して進めたいと考えております。以上でございます。

すいません、ボランティア団体の育成につきましても、その時期については先程の県の方の状況をみて進めていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○6番（鈴木利一君） 3点目の中町の駐車場の関係ですが、現在、平日でも中町の駐車場を見てもみると、非常に満杯、あそこが舗装されていないので、整然と並んでいないというか、どのように止めていいか分からないのが今の中町、旧ベニマル跡地の駐車場かと思いま

す。これですね、中町の旧ベニマル跡地の駐車場の舗装などはする予定があるのかね、まず一つお伺いしたいのと、あと、三春町では通年型の観光を目指しているのに春の時期だけ、仮設の看板で間に合わせるということなんですね。通年型の観光を目指すのであれば、きちんとした駐車場の確保なり、そういった案内板も仮設ではなくて、常設の案内板が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間財務課長！

○財務課長 中町の駐車場関係についてお答えいたします。中町の駐車場につきましては、来年、今で言う一番直近なんですけど、来年度での舗装計画はございません。年次計画で対応したいと考えておりますが、来年度につきましては計画は持っておりません。

それから、看板でございますが、この時だけ仮設の看板では失礼だろうというのは、おっしゃるとおりでございますので、これにつきましても、サイン計画の中でですね、常設ができるかどうかも含めて、年次以降計画して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許可ができましたので、第1の質問をいたします。

ふるさと納税、三春町応援寄付金についてお尋ねいたします。

1 町としてどのような取り組みをしているのでしょうか。

2 返礼品として、町内の宿泊施設の割引券やイベント(みずウオーク・さくら湖マラソン・秋祭りなど)の参加券と併せてお返しをして三春に足を運んで頂きやすくすることも、通年観光とも結びつき、良い方法と考えますが、いかがでしょうか。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 1点目の、ふるさと三春町応援寄付金、いわゆる「ふるさと納税」の取り組みですが、町ホームページや町外でのイベントなどで広報をしております。

返礼品につきましては、現在は金額に応じて内容を選べるように改善しております。まず、1万円から3万円未満につきましては、三春町産の白米を10キロ、または三春のお菓子の詰め合わせ、又または三春のお酒、以上3つの中から1つを選んでいただけるようにしており、以降、これを3択と呼ばせていただきます。

これを基本に、次の段階の3万円から5万円未満につきましては、ただいまの3択に加えて、全ての方に三春産の野菜の詰め合わせを送ってございます。さらにその上5万円から10万円未満の方につきましては、基本の3択に加えて三春町産の野菜の詰め合わせ及び三春素麺の詰め合わせを送るというふうにしております。10万円以上の方につきましては、先ほどの3択に加えて、三春産の野菜の詰め合わせ、素麺の詰め合わせ、三春町の民芸品をお付けするという内容としているところでございます。

2点目の返礼品としてのご提案ですが、通年観光へ誘導する視点は重要なものと考えてございます。しかし、今回ご提案いただいた返礼品については、いずれも、ご本人の負担で相手先である施設や主催者など関係者との連絡調整が発生することから、サービスまたは商品としての使いやすさの面で少々難があるかと考えてございます。

今回のご提案も参考に、引き続き返礼品の魅力づくりに努めて参りたいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 三春町は赤字財政を抱えております。この財政を少なからず補うことができ、また、この三春の地にきていただいて、三春町の城下町の良さを体験し、リピーターになっていただければ、大変うれしいことと思います。いろいろな業者さんとも大変さよりも、大きな成果が生じると思いますが、この宿泊の割引券やイベントの参加券などをぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 ご提案ありがとうございます。今回ご質問いただいた現在の時点では、まだ、関係者などとの打ち合わせは一切、行ってございません。今後、こういった方々と連絡調整をさせていただく機会があれば、調整をさせていただきたいと考えてございます。すべてを否定するというものではありません。相手方がある話しですので、本日の回答の中では現在のところ、考えてないという回答をさせていただいたものでございまして、今後、連絡調整がつけば一つの返礼品として採用されるという可能性は十分ございますので、その点をご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子君） 第2の質問にうつります。国民健康保険事業について、お尋ねいたします。

1 今年度決算の繰越金と基金はいくらでしょうか。また、平成21年度より年々黒字額が、次年度への繰越金が増えているのはどうしてでしょうか。

2 保険税滞納世帯についてお尋ねいたします。

① 現在の滞納世帯は、何世帯でしょうか。また、滞納の主な理由は何でしょうか。

② 資格証明書・短期保険証の発行件数は何世帯ですか。また、短期保険証の有効期間は何日ですか。

③ 資格証明書・短期保険証はどのような手段で世帯主へ届けられているのでしょうか。

④ 資格証明書の方については、病院受診時、窓口で全額を支払い、後に払い戻しを受けるということになります。現金がなければ医療が受けられないという状況になり、実質「無保険状態」と言えますが、町としてはどのような救済措置をとっておりますか。伺いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長！

○保健福祉課長 第2にご質問にお答えします。国民健康保険事業についてございますが、まず、今年度の繰越金と基金についてのお質しでございましたが、平成27年度は現在運用中で金額が確定できませんので、平成26年度からの金額をお答えさせていただきます。

平成26年度から27年度への繰越金は、2億3,588万9,319円、現在の国保給付費支払準備基金保有額は1億2,345万5,048円となっております。

また、平成21年度より年々黒字額、次年度への繰越額でございまして、これが増えてい

る理由でございますが、保険給付費が見込みより伸びなかったことや、震災の影響に対する国の交付金等が手厚く交付されたことなどにより、結果として単年度収支が黒字となり繰越額が増加してきたものであります。

次に、保険税滞納世帯についてでございますが、本年2月29日現在の国保税滞納世帯数は現年課税分・滞納繰越分合わせて445世帯であり、うち現年課税分のみは308世帯であります。滞納の理由に関しましては、個人的な事情によるものであり、個々それぞれではあります。一般的には資格遡及等に伴う過年度税額の更正増額による負担増がございます。また、多重債務等が考えられております。

次に、資格証明書と短期被保険者証についてでございますが、原則として、被保険者証の更新時において、前年度国保税のうち納期限から1年以内の滞納がある場合には、短期被保険者証を交付してございます。納期限から1年を越える滞納が生じている場合には、災害や病気、事業の廃止など、保険税を納付できない特別の事情があると認められた方を除き資格証明書を交付しております。ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方につきましては短期被保険証を交付しております。

昨年10月の被保険者証更新時におきましては、資格証明書交付世帯が26世帯、短期被保険者証交付世帯が79世帯となっております。

短期被保険者証の有効期間は、3か月を基本としておりますが、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方につきましては、国民健康保険法の規定に基づき6か月としております。

次に、交付手段ですが、特別の事情の届出や弁明の機会を設けた上で資格証明書については簡易書留で郵送し、短期被保険者証については、税務課において納税相談を行った上で窓口交付することを基本としております。

次に、資格証明書の交付を受けている方が医療を受ける場合についてですが、資格証明書を使って診療を受けた場合は、いったん医療費の全額を病院等の窓口で支払い、後日申請により保険給付相当額について特別療養費として支給を受けることとなります。

また、医療機関における一時支払いが困難である場合ですが、そのような申し出があった場合は、先ほど申し上げた特別の事情の有無や緊急性を確認した上で、短期被保険者証を交付する場合がございます。

なお、世帯の資産や生活状況によっては、生活保護制度の医療扶助により救済措置することとなっております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 繰越金について、再質問いたします。平成26年度の繰越金は2億3千万以上とかなり大きな金額であります。このような大きな金額を残す必要があるのかということと、この事業は年度ごとほぼ、収支トントンにすべき内容の事業と考えます。国保税の引き下げが可能と考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。繰越金が多くなっていることについてのお質しでございますが、毎年度の療養給付費の見込みから必要額を推計し、保険税の税率を検討することとしております。その際に、繰越になる金額も含め、必要額にその額を含めておりますので、税率の算定を低く抑えるようなかたちでの考え方もしておりますので、ご理解

をちょうだいできればと思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番(山崎ふじ子君) 国からの交付金が手厚いことと、保健福祉課の健康で長生きづくりの取組みの成果が給付の増加を抑えている可能性があると思われたいと思います。しかし、国保加入世帯の40%の方が65歳という、いわば年金生活者の方がほとんどであります。昨年の消費税アップ、年金の引き下げなどにより、この方々の生活にはさらにゆとりのない状況であると考えます。少しでも、町民の皆さんの負担を軽減することが町の役割だと思います。ぜひ、税率の引き下げを検討お願いしたいと思いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。税率の引き下げを検討していただきたいということでございますが、先程申し上げたとおり、毎年ごとの医療費の給付費を見込みとして、推計しておりますので不足が生じることがないような税率の設定ということで、毎年度税率の検討をしておりますので、ご理解をちょうだいしたいと思いたいと思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番(山崎ふじ子君) 資格証明書について、再質問いたします。田村市では資格証発行は、平成26年1月1日付けで3件です。三春でも生命に直接関わる資格書については、発行をやめてすべて短期保険証にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 資格証明書の発行をやめにできないかともお質しですが、国民健康保険税、保険事業につきましては、国民健康保険の互助制度、あるいは国民健康、国民の町民の税の公平性によって、運用がなされております。そういった意味で適正に納税されている方も、多くございますのでそれについて、対応する部分については要綱に定めてありますので、その要綱に沿った考えで運用をして参りたいと思いたいと思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番(山崎ふじ子君) 実際に資格証明書の方は、手持ちにお金がなければ病院受診をためらいます。例えば、風邪をひいた場合、咳や微熱などですぐ病院を受診すれば、診察を風邪薬ですみますが、それを我慢していれば肺炎を起こし、食事がとれなくなり精密なCT検査とか点滴を受けるような状況になり、かえって医療費がかさむことになってしまいます。町民が元気で長生きしていただくためにも、ぜひ、資格証明書については、短期保険証に切り替えていくべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 低所得者の方の疾病による医療機関の受診ができなくなってしまうのではないかとございまして、元気なうちの就労可能な方への就労へ導くために、生活困窮者自立支援制度などが制定され、様々な就労についてのサポートがされております。それから、日々の健康な体づくりという意味で病気にかからない体づくりの状態把握という

ことで、第一はやはり検診を受けて、個人の健康状態の把握をして、健康づくりな体づくり、そういったものを日々行っていく必要があるかと思っております。そういった意味で、町でも検診事業や健康づくり事業などを展開しておりますので、それらを活用していただきながら、疾病にかからないような体づくりを努力していただくように、促しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういった意味で資格証の発行については、制度に則って運用していきたいと考えております。以上です。

すみません、付け加えますが、先程の答弁に申し上げましたが、緊急によって医療機関にかからなければならぬという場合につきましては、その事情を考慮し、短期資格被保険者証をできるというふうになっておりますので、それらを運用しながら支援にも努めて参りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 資格証明書については、できれば発行せず、短期保険証に切り替えるべきと私は考えます。地方自治は住民の暮らしと生活を守ることが第一の役割です。そういった意味でも資格証については、ぜひ、なくす方向で検討いただきたいと思ひます。

次に短期被保険者証79世帯の方について、お尋ねいたしますが、税務課に一度いらして証明書を受け取るとするという手順を踏まなければならない状況ですが、実際に全員の方がいらしているのかどうかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 短期被保険者証の発行されている方につきましても、更新時につきましては、特別な事情の届け出を促すということで、運用しております。ただ、納税が継続されている分の方につきましては、提出だけで実際に、別の機会に納税相談もしておりますので、全部が全部、その機会に来庁し、面談をしているというかたちにはなっていないところもございます。一部でございますが、以上のような状況になってございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 私が不安に思うところは、被保険者の方が財務課に相談いらして、短期証を受け取るという手順になっているところで、保険証を取りにいらっしやらない、実際に持っていない町民の方が発生しているのではないかとこのことを不安に思ひますが、その点でお答えお願ひいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○議長 財務課でなくて税務課です。

○保健福祉課長 お答えします。先程の答弁でも申し上げましたが、特別な事情の届け出、弁明の機会を設けて、そのうえで短期被保険者証の交付を行っておりますが、税務課において納税相談を行わないということでしたが、そういった場合の機会に実施をしている方、あるいは、おいでになっていない方につきましては、1ヶ月の猶予をもって受け取りがなければ、郵送で手元にお送りするようなかたちをとっておりますので、ご理解をちょうだいしたいと思ひます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 税務課の方と福祉課の方で連携をとり、そういった完税能力のない方々に福祉のてが差しのべられるように、連携をぜひとっていきべきと考えておりますが、町ではどのようなふうに連携をとっていらっしゃるのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 先程、答弁でも申し上げましたが、就労などによって生活が、就労ができなくて、生活費が収入として得られない、そういった方がある場合につきましては、保健福祉課の方で生活困窮者自立支援制度というふうな制度に則って、就労の支援あるいは健康づくりについて、いろんな支援させていただきます。併せて生活保護の窓口である担当事務所である県中保健福祉事務所とも連携し、県中・県南生活支援サポート事業ということで、就労に結び付ける事業も、平成27年度から県中地区に設置がされましたので、それらを活用しながら就労に結びつけるような支援をしていきます。以上でございます。

税務課との連携につきましては、その都度、個々の被保険者についての情報のやりとりについて確認をしながら、今言ったような状況、必要があれば、保健福祉課で対応することにしております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で一般質問、午前の部は終了いたします。再開は、午後1時からといたします。

…………… 休 憩 ……………

（休憩 午後0時1分）

<休 憩>

（再開 午後0時59分）

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。

○議長 15番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番（佐藤弘君） 先に通告してあります保育所・幼稚園における保育料・幼稚園使用料について、質問いたします。

一番目に私が、12月定例会の一般質問で提案した内容、新たに負担を少なくする具体的な方法の検討は、どのようになされたのか、お聞かせください。

二つ目に、平成28年度予算において、保育料・幼稚園使用料の減免措置の拡充について、どのように決定したのか、お聞かせ願います。

三つ目、近隣市町村と違うところをお聞かせ願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。保育所・幼稚園の保育料につきましては、昨年の12月議会において、財源の確保策も含め、子育て支援の新たな施策として、保育所・幼稚園における保育料の減免措置の拡充を検討していると答弁をいたしました。

現在の国・県・町の減免基準では、第3子以降については保育料が全額免除されておりますが、第2子については、所得により全額免除、条件により半額免除となる場合があるという現状です。

また、国では、平成28年4月から、年収約360万円未満の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とし、同じく年収約360万円未満のひとり親世帯等の場合、第1子から半額、第2子以降を無料とする方針であります。

このような現行制度あるいは国の新たな減免拡充措置をもってしても、三春町で減免を受けられる方は限られております。

よって、町独自の新たな減免拡充措置として、議員から提案いただきました保育料の一律化、あるいは一定額以上の保育料の町負担、その他の拡充措置について、財源の問題も含めて検討した結果、町としては、年齢や所得による減免の拡充措置ではなく、三春町に住所を有し、18歳以下の子どもを2人以上養育している世帯の、すべての第2子の保育料を半額免除することにしました。

この第2子半額免除の取組みにより、町立施設においては、第2子約110名が減免措置の対象となり、平成28年度当初予算に反映させました。また、私立の保育施設についても同様とし、給付費で対応いたします。

今回の町の保育料軽減措置が、近隣市町村とどう違うのかというご質問ですが、郡山市の場合、市独自の減免は所得に応じた減免であり、第1子が対象となっております。田村市につきましては、市立保育所の3歳児以上は無料等の負担軽減が図られております。

三春町における保育料負担軽減は、これらと比べれば、年齢制限はなく、0歳児から就学前まで幅広く、第2子については、今回の取組みにより全員半額又は所得により無料、第3子以降については無料となっており、第2子以降に対する負担軽減が図られると考えております。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) まず、お聞きをしたいのはですね、全体的に三春町、今回の取組みについて、第2子について半額だと、今までは第3子についての取組みでありましたが、28年度からは第2子、第3子はそうでありますけれども、第2子が保育料半額ということに、今回踏み出したわけですが、大変、三春町としては私は、すばらしいなあと感じております。ただ、考えてみれば回答にもありますけれども、ちょうど、郡山市と田村市に挟まれている、両方市であります。財政的な面かなり違うということだろうと思うんですけども、田村市はまるっきり無料だろうと思うんですよ、この答弁ではこれらと比べれば、うんぬんとされてますけれども、結果的には隣田村市と比べれば、まだまだだということになるのかと思っています。

そこで、まずお聞きしたいのは、この減免措置の問題、国の施策の問題もありますけれども、国の施策の中では、三春町では限られた人が、所得制限がありますので、言い方をされております。約第2子でいえば110名、数字がだされておりますけれども、この110名のうち、何名がこの国の施策で、無料になるのか、もう一つは第1子について町としては全く今回触れられていないんですけども、国の施策ではやっぱり、該当する子どもがいるのか、いるとすれば、何名中何名が所得制限も含めて国の施策が該当するのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育次長！

○教育次長 只今のご質問にお答え申し上げます。国の施策によって何名が無料になるのか

ということでありますが、正直なところ正確な数字はつかんでおりませんが、10名程度というふうな報告を受けています。以上です。

申し訳ありません。第1子でございますが、これもまだ正確な数字はつかんでおりませんが、ごくわずかというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 突然数字的な質問をいたしましたので、答弁なかなかできないということだと思います。なぜ聞いたかといいますと、かなり12月の質問でもそうですが、財源的な問題を心配していると、確かに三春町財源的に豊かといえるわけではないので、財源的な問題というのは、常に頭にでてくるのかと思いますけども、要するに110名のうち仮に、今の話ですと10名程度かなということですけども、10名程度の分は町の予算は省かれるというふうになっているわけですね。そういう意味ではいろんな角度での、子育て支援の保育料の問題、幼稚園の使用料の問題、国の方でも今後取組みを、今後力を入れるだろうと、ただ、その中で今回第2子に踏み込んだという点については、先程、申し上げましたけども、大変結構なことだと思うんです。ただ、今、やはりこれからの問題を考える時に、一つ検討していただきたいのは、第1子の問題になろうかと思います。今、子育て問題の前に、若い人がなかなか結婚ができない、これは非正規の問題なり、賃金の問題含めて結婚できないという社会状況もあるわけでありまして、まず結婚しなければ子どもをということですね、結婚したけれども子どももなかなかつくれる、これは経済的な問題が一番大きな問題だと思うんですが、そうでなければだいたい、一人はつくるというふうになっていくようでありまして、そこのことをですね、今後、考えていかないとならないのではないかと、特に国がやるべきことだと言われればまさに私もそう思うんでありますけども、国が今やらない中では、やっぱりそれぞれの自治体が定住問題も含め、いろんな活動の中での子育て支援でありますので、考えていきべきではないか、そういう意味では、子どもが1人だから、2人だから、3人だからという問題じゃなく、子ども1人、同じ子どもについて、援助をしていく。こういう立場にたって今後は考えるべきではないか、このように思うんであります。町長の今回の施政方針の中に唄ってありますけれども、今回は第2子について取り込むことにした。ただ文書的にはですね、保育料無料化事業継続いたします。簡単にいえば、そういう書き方をしております。したがって、来年度はありますということでありまして、来年度の途中でも別の問題などと言いませんので、ぜひ第1子についても、減免、国と違うかたちでのものを検討をされてはと思いますので、その辺について考えがあればお聞きをしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 この少子化問題というのは、今議員もおっしゃいましたけども、国家的な課題であると思っております。我々自治体にとっても、少子化が人口減少時代に入っているというのを、将来にわたっての大きな危機感であります。したがって、出生数も上げたいし、そのために町では職員によるプロジェクトチームを立ち上げてですね、何年前になりますか、三春町の少子化対策はどうあるべきかということで、検討した結果を幅広くですね、若者の出会いのきっかけから、ずうっと医療費の無料化までですね、12、3項目くらい、子育て支援策というものを、施策に取り入れて今日までできてるわけでありまして。これ自体は、おそらく、よその自治体とは全く違う子育て支援策だと思っております。ただ、今お質しのようですね、

無料化できるんだらこれにこしたことはありません。前にも申し上げましたけども、やはりこういう施策というのは、1回取り入れたらば、途中でやめるわけにはいきません。財政がきびしいからやめたというわけにはいきません。それだけに、長期的な財政計画をしっかり持ちながら、できる範囲の中で支援をしていくというふうな、考えで今取り組んでいると、こういうことでありますので、気持ちは議員と同じであります。そういう事情をご賢察をいただいて、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 最後に1点だけ申し上げておきたいと思うんですけども、まさにある意味では、悪い言葉で言えば、バラマキ政策といいますかね、一旦だせば止めるということは、不可能に近いとこういうことで、町の財政を食うだけ食っていくと、こういうふうな予算のつけ方といいますかね、そういう傾向にあることも事実だと思うんです。ただ、問題なのは近隣の市町村を、やっぱり意識しないわけにはいかない。ある若いお母さん方の間では、やっぱり田村市にいった方がという話が具体的に言われているということも聞きますと、むこうは市だしなあを思いながら、なんとか町でという思いが、あるわけであります。町長がいったとおりですね、1回やったらば止められない、そのとおりだと思いますけども、私はやることによって、その金はやっぱり国にいずれ出させると、国に早急に第1子も含めて保育料・幼稚園使用料を無料にさせると、こういう取組みと一っしょにやっていると、そのことで、その前に、一歩前にただ町が、全子どもについては保育料・幼稚園使用料は無料に刷るといって、一時的に、永久的に町が負担するという考えじゃなくてですね、来年度なり、再来年度あたりは、国に全部だしてもらって、そういう考えを頭に入れながら、取り組んでいただければ、私は幸いではないかと思っておりますので、そのことも含めて検討願えればと思っております。以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 考え方、意気込みについては同感であります。当然国が取り組むべき課題でありますので、機会あるたびにですね、そういう考えは国の方にも示していきたいと思っております。それから、田村市の話がでましたけれども、そういう関連で田村市に住みたいとか、いろいろそういう話があるということがありましたけども、子育て支援だけじゃなくてですね、自治体は生まれ育ちがみんな違います。それぞれの自治体の立地条件も違います。ですから、よそがやったからすべて町もできるのか、やるべきなのかというのは、そうばかりではないということをご理解をいただきたいと思っております。

機会でありますから申し上げますが、この東日本大震災で双葉の方から避難された方がおられます。すでに、三春に住所を移している方だと思っておりますが、これは岩江の西ノ内に家を建てた方です。若い方で子ども3人おられる方なんです。つい最近会う機会があって、なんで三春を選んできたんですかと聞きましたら、三春町の教育がいいから三春町に家を建てて来ました。子ども3人いるとおっしゃってましたけども、いろいろ若い人は若い人なりに、考え方あるんだと思って、大変うれしく聞いたわけでありまして、子育て支援も教育も子育て支援の一環であるということ、その話を聞いて実感いたしました。三春町の教育がそういうふうな、評価されているんだなと思って感動したわけでありまして、いろいろ、子育て支援にはいろいろあるということで、これからはしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、いろいろご鞭撻やら、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 9番三瓶文博君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 議長のお許しをいただきましての、3つの質問を行いたいと思います。それでは、第1の質問に入ります。

新年度に係る町長の施政方針目標後、産業が育ち魅力と活力に溢れるまちづくりの中から、3点質問をします。

1点目 中町蔵を核とした中心市街地の活性化と街なか整備の推進について。

2点目 通年型観光の創造について。

3点目 定住人口の増加を図る施策の推進について
を質問いたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

○町長 1点目の質問にお答えいたします。中心市街地の活性化と街なか整備としては、観光拠点としての中町蔵の整備や都市再生整備事業に取り組み、桜川河川改修も含め周辺景観整備を行って参りました。また、街なか賑わい創出事業等により空き店舗対策事業等を推進して参りました。

新年度におきましても、新たなる観光拠点の整備計画推進や空き店舗対策、イベント等も含めて街なか観光事業を推進し、通年型観光に繋げて交流人口の増大を図り、地域の活性化を推進していきたいと考えております。

2点目のご質問についてですが、一年を通して三春に多くの観光客を誘導し、交流人口を増やすことにより、地域の活性化や振興を図るために、町では通年観光の創造を展開して参ります。

三春町観光協会が合流した三春まちづくり公社では、三春町の観光素材を活かした商品開発を行っており、その一環として、ブルーベリーや果樹の摘み取り、野菜収穫等の農業観光の取組み、福島ガイナックスとのコラボレーション、街なかの酒蔵見学、お寺の協力を得ながらの新しい事業展開も進めて参ります。

今後はさらに、福島環境創造センターとの教育旅行の連携や海外からの旅行者向けの観光事業にも積極的に取り組んで参りたいと考えております。

三春町には、まだ多くの観光素材がありますので、それらにさらに磨きをかけて、年間を通して多くの観光客に来ていただけるような事業展開をさらに進めて参ります。

3点目ですが、定住人口の増加を図る施策の推進についてですが、先ほど述べた中心市街地の活性化なども含め、住宅施策の充実や子育て支援、雇用を支える産業振興など、様々な施策を総合的に実施していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君!

○9番(三瓶文博君) 1点目の中町蔵を中心とした街なか整備推進の中で、株式会社三春まちづくり公社の指定管理による運営に伴う街なかにぎわい創出事業の空き店舗対策事業の経過についてお聞かせをください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 只今の再質問にお答えをいたします。只今の街なかにぎわい創出事業、空き店舗対策事業でございます。これにつきましては、町内の空き店舗となったところに、新たに店舗を展開するという方に対して補助をする制度でございまして、町と県と店舗に関わる方がそれぞれ3分の1ずつ事業費を負担して事業を展開する事業でございます。

平成27年度につきましても、中町の蔵の式の蔵、参の蔵がございまして、それ以外にもこの事業を展開した蔵を利用した飲食店なども利用しております。現在も利用した事業で店舗を改装しているところが、中町に1店舗ございます。こういったかたちで街の中に、にぎわいを創出するための事業を27年度に展開して参りました。これにつきましても、今後とも引き続き事業展開していきたいと思っております。これにつきましては、三春まちづくり公社がこの事業を主体的に実施をすることで、委託をして事業を行っているところでございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 2点目の通年型観光の創造についての中で、観光振興事業を力強く推進するとありますけれども、株式会社まちづくり公社や福島ガイナックス、環境創造センターとの連携による事業については、ございますけれども、具体案があればお聞かせをください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 只今のご質問にお答えいたします。通年型観光事業、現在三春町で進めております、春の時期には滝桜をはじめ多くの皆様方に三春にきていただいております。年間を通してきていただくということで、今事業を展開するに当たりまして、まず、まちづくり公社との事業でございますけれども、年間を通して毎月、いろいろ事業を行っております。先程、答弁をいたしましたように、ブルーベリーの収穫、りんごなど果樹の収穫、トマト、きゅうりなどの農業との観光とのつながり、そういったので三春に来ていただくというのを試験的に行っております。

また、福島ガイナックスとの連携でございまして、現在、三春町は福島ガイナックスにアニメーションの制作を依頼しております。大筋、だいたいどういうアニメーションになるかが、だいたい整って参ったんですけども、これにつきましては、三春町の梅・桃・桜、これをうめっち、ももっち、さくらっちというキャラクターが、三春の中の四季折々、活躍をして、自然豊かな三春町を紹介するというストーリーで、5分程度のものを5本程、作ることにしております。こえには、ご承知のように三春町の小学校・中学校・高校生にも声優として参加をしていただく、参加型の事業を展開していこうとして、今事業を進めております。この作品ができあがりますと、三春に来て三春の良さを体験したいという方が、多く期待できるのではないかと考えております。

お寺の協力を得ながら、お寺のこの度事業計画をしました数珠めぐりなどそういった三春ならではの事業展開などをしていきたいと考えております。あとは、環境創造センターへの教育旅行ということで、これにつきましても県の教育委員会とまた、環境創造センターとも協力しながら、こういった事業展開ができるか、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 今説明いただきまして、ブルーベリーや街なかの酒蔵見学、数珠めぐり、大変素晴らしい取組みだと思っております。一昨年、商工会が中心に城山まつりをやったわけでございますけども、その中にお宝探しをやったり、グルメぐりをやって、その目的は中心市街地の魅力の再認識ということが大きな目的だったわけですね、ガイナックスさんも今度環境センターもできるということですけども、それが街なかにどのように引き込めるのかということに対して、何か考えがあればお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 環境創造センターには、県内の小学5年生を対象に、約17,000人が必ずここに来て放射能の学習をさせるのが県の教育委員会がお示しされました。子どもたちが放射能の学習をした後、ガイナックスに来てアニメの学習をしていただこうと、そういうのを組み立てたり、子どもがこれば必ず大人もくるわけですね、恐らく国際会議も開かれる施設なんで、県外からもかなりの人が来られると期待しておりますけども、こういう環境創造センターとガイナックスの連携の中から、この人たちを街なかにどう誘導するかが、大きな課題といえますか、これからの知恵工夫だと思っております。したがって、ガイナックスで街なかに関連の施設を持ちたいような話も聞いておりますので、それらも含めて今後しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） この町においては、様々にいい企画が春先に一杯山積みにあるんですけども、情報の共有が少ないんじゃないかという懸念があるわけなんです、今年はガイドの会でも愛姫行列をやるとか、つい最近聞いたんですけども、そういった情報においても商工会を中心と、そういった団体が連携してできれば、一層の相乗効果が見込めると思うんですけども、どのような考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 只今のご質問にお答えいたします。今、観光に対する町民の機会、また、いろんなイベントをやりたいという独自の団体の活動は、大分盛んになってきたように思います。意識がそういった観光に向いてきてんのかなとということでございます。ご指摘のように情報のやり取り、共有というのは、今なかなか難しいところで、ご指摘のよううまくいっていないところはあるかと思っておりますので、その辺は反省をしながら、今後の活動をして参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 3点目の定住人口の増加を図る施策の推進についての中で、3区画以上の住宅団地の造成の奨励金というところで、3区画以上の住宅地造成とはどういうことなのか、また、その造成する業者等に対する周知徹底について、町としてどのように施策を講じているのか、また、講じたのかをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長！

○建設課長 3区画以上の造成の補助の件でございますが、今回の3月定例会に新年度予算

に案件であげてございまして、これから検討いただく内容となっております。がその内容といたしましては、町内で宅地造成・分譲を行う事業者に対して奨励金を交付したいということで、住宅団地の区画数が3区画以上であること、住宅団地の与件建築物が1戸建て専用住宅または併用住宅であること、1区画あたりの面積が165平米以上でありこと、それで平成28年4月1日以降に着手し、平成32年3月31日までに完了することという要件で、奨励金の額として住宅団地の1区画当たり、30万円以上で上限300万、ただし、3区画以上造成しないと該当しないということで、これからやりたいと思っているところです。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 第2の質問をします。自主防災について、2点お尋ねします。

一つ目、近年東日本大震災をはじめ、台風の襲来、頻発する局地的豪雨、土砂災害など、災害の恐ろしさを痛感させられております。防災は生命と財産を守る大きな問題であります。防災においては、自助、自分で守る、共助、地域で守る、公助、消防、自衛隊などが守るとされております。わが町において、平成27年3月三春町防災ハザードマップが作られ、全戸に配布されました。つきましては、各行政区における避難訓練の状況の状況をお聞きいたします。

二点目、三春町防災ハザードマップの中に、避難場所そして地図上で土砂災害危険箇所標記と、避難所名を示してありますが、高齢者も含めた住民の方々がより分かりやすくする意味での周知徹底も不可欠なものと考えますので、より具体的な高齢者や災害弱者等への情報伝達と支援について、お聞かせください。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 まず1点目の各行政区の避難訓練の状況でございますが、まず、各行政区においては自主防災会を組織し、町内34団体ございます。避難訓練などは自主防災会を中心に消防団や田村消防署の協力のもと実施しております。今年度、自主防災組織において訓練を実施した団体は大町、中町、新町、荒町、八島台、熊耳、下舞木、上舞木であり、主に消火栓の取り扱いや救急救命講習、田村消防署員による防火講話などを行っております。

特に八島台においては、通報訓練、車いす・担架の取り扱い訓練、避難訓練、炊き出し訓練などを毎年行っているところです。

また、自主防災会では自主防災組織リーダー研修会への参加や、防災士養成研修受講など積極的に組織活性化に取り組んでおります。

次に高齢者など災害弱者等に対する情報伝達と支援についてですが、防災行政無線による情報伝達に加えて、携帯端末による緊急速報メールを活用するとともに災害弱者の特性に応じてファックスや個別のメール配信などあらゆる手段で行うよう考えております。

また、地元消防団や民生児童委員、自主防災会による情報伝達活動など複数の手段を組み合わせることにより、よりきめ細やかな情報伝達ができるものと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番(三瓶文博君) 今の報告で、34団体の自主防災会があつて、八つの団体が避難訓練を行ったという報告でございますけれども、他団体に対して町として、避難訓練を行うよ

うな指導はしているのか、お聞きします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 再質問にお答えいたします。やっていない自主防災会に対して、避難訓練などを勧奨していくかでございます。自主防災会はほぼ区長会と重ねる部分がございますので、区長会などを通して、こういった活動についてはお勧めをしているところであります。それが1点目。今後の計画でございますが、現在、要避難者の支援名簿的なものはすでにできてございます。より、具体的な行動に移すためには、地域の方にも参加いただいた用支援対象者の個別の計画を作る必要がございます。こういった個別計画の作成が、これからの作業となって参ります。こういった機会に地元の方にも参加いただきまして、先程、ご質問の中にもございました共助という部分、あるいは、自助で大丈夫な方、そういった方の名簿を個別の計画を作っていくという作業には、自主防災会のお力添えがないと全く進みませんので、そういったかたちで自主防災会委員の方に入っていくと、したがって、その延長線で避難訓練などができれば、これは理想的であるというふうに考えてございます。以上2点であります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 只今要支援者名簿というお話でございますけれども、これは2014年執行の改正災害対策基本法によって、各市町村に義務付けたわけでございますけれども、この中で事前に本人の同意を得て、事前に民生員や自主防災組織などに提供されるというわけですが、これが今、現在で提供されていますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 要支援者に係る個人情報、そういった共助に携わる方々に提供されているかというご質問だと思います。今までの過去の経緯を含めると、過去の経過の中に一部個人情報ということで、滞った時期がございました。ただ、最近では東日本大震災の経験を踏まえまして、皆さんの理解も進みまして個人情報の取り扱いについては、比較的開示していただける方向にあると思っております。ただ、先程申しました個別計画を策定していくに当たっては、使用手続き上、ご本人の意思確認が必要となって参りますので、丁寧に対応していくと、ただ、緊急かつ大規模な災害の場合、一時を争う場合、プライバシーの扱いについては、やはり人命優先ということですので、必ずしも私の情報にはそぐえない可能性はあるということ、ご理解いただければありがたいと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） この個別計画については、県内市町村でも12%くらいしかないということでございますので、ぜひ、推進してほしいと思っております。あと、三春は急傾斜地が非常に多くございまして、その中に住宅地があって、以前は非常に防災に強いという実感があったんですけども、このところ大雨に対して、必要以上の雨が降って、土砂崩れですね、そういった場合に、民地であれば下に住宅の要件が5件以上ないと、急傾斜地の認定が受けられないと、危険であっても民地であっても行政としては、お手伝いに限界があるということは承知しておりますけれども、人命の安全を確保する意味では、そういった部分の把握とその人たちに対する通達ですか、そういったことはどうお考えでありますか、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 只今のご質問の中に、いわゆる私有地の扱いの部分がございますので、軽々には申し上げることはできませんが、基本的には私有地につきましては、所有者の管理責任となるのが事実で、ご承知のとおりでございます。ただ、人命尊重という部分につきましては、先ごろ配布させていただいたハザードマップの中に、土砂災害危険区域ということで町内にも数多くの限定されたエリアがございます。具体的には長雨が続いた後で、大雨を伴う台風が接近してきたと、県内に甚大な被害をおよぼす恐れがあるといった場合には、その段階の中で避難準備行動というタイミングがございます。つまり、そろそろ準備を始めてくださいよという時点があります。そういった時に、先程の要支援が必要な方々については、準備行動の時点で地元の方のご協力を得ながら、近くの避難施設、避難所などに避難していただくという具体的な対応が必要になって参ります。過去には体系的な訓練をやった経験がございませんので、先程ご指摘いただいておりますとおり、避難訓練の中で実際に各自主防災会ごとに体験していただくということで、今後町としても進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) それでは、3番目の質問をさせていただきます。原付のご当地ナンバーについてでございます。平成27年3月定例会において、同様の質問を行いました。町当局からは、総合的に勘案しながら検討するとの答弁がありました。平成27年5月にライダーによる、町おこし事業とし、地元の原付バイク愛好会によるイベントが三春の里駐車場で開催されました。登録参加数が200人、その半分の100人が県外から、そのうち30台は三春より200キロ以上離れた東京、千葉、神奈川、埼玉からの方々が参加してくれ、その中には様々なご当地プレートが見受けられました。昨年の3月定例会後、町当局はどのように総合的に検討したのか、具体的な内容をお示してください。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

本間税務課長！

○税務課長 検討の経緯等を踏まえまして、お答えいたします。まず、広報媒体としてそれから次に、その効果についてどう考えるかという2つの視点から具体的に検討しております。

まず、広報媒体としての原付バイクの登録台数でございますけれども、12月時点におきまして約1,000台でございます。その8割は50cc以下のものがございます。そもそも原付バイクは行動範囲も広くないところ、その大勢が50cc以下であるの小さなものであることに鑑みますと、広報の媒体といたしましては、かなり小規模で限定的なものであると考えてございます。

一方、効果につきましては、地元三春町のイメージアップや、あるいは地元への愛着心や意識の向上へ繋がる等、一定の効果は期待できるものと考えているところではございますが、広報媒体としての限界や費用対効果等を総合的に勘案し、現在までのところ、実施には至っていないところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番(三瓶文博君) 今、回答の中で行動範囲の部分もでましたけれども、先程お話しし

たイベントを通して、200台、この中で三春町のナンバーをつけているのは200の中でも5台だけなんです。他市町村から要するに195台ぐらいがきているんですね、ですから、これも大変一つのPR効果、それと先々週ですか、議会でもって庁舎施設視察に行ってきたわけですけども、桑折町、また、喜多方、これも庁舎に入りますと、すべて前面にナンバープレートを誇らしげに置いてあるわけですね、三春町は非常にキャラクターがいっぱいあるんですね、他の市町村なかなかキャラクターないんですけども、三春町にはいっぱいキャラクターがある、そしてガイナックスを通して、キャラクターが増えてきている状態の中で、やはりPR効果としては非常にいいもんだという思いがあるわけですね、郷土への愛着を深めてもらうとともに、町内外への情報発信というのが一番の効果だと思うんですけども、その200台の参加に対してどう思われますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間税務課長！

○税務課長 議員のご質問にお答えをしたいと思います。私としまして、今回広報媒体として検討したところでございますけども、確かに議員ご指摘とおり、イベント的なところで行動範囲も広くかなり、広範囲に活動されている事実もあるようでございますし、その事実については私のところでも承知しているところでございますが、通常広報の媒体として考えた場合には、その1千台の例えば、今三春町にありますこの状況はですね、実際に800台が50CC以下と、しかも実際に乗られている方もかなり高齢の方も増えているということで、かなり限定的であるということで先程の質問の回答をさせていただいたところでございます。以上でございます。

すみません。200台の参加に関してどう考えるかということに対して、もう一度お答えをしたいと思います。非常にイベントしてですね、日々限定的な活動であると、私のほうでは理解をしているところでございます。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 今県内では12市町村が、これを導入しているということでございますので、つい先だっては小野町が11月に導入と、その後喜多方がやって、今度、いわきがフラガール、こういった云々でございます。ぜひですね、三春町はキャラクターが豊富でございますので、全面にPRしていただきたいと期待をして質問を終わります。

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番（新田信二君） 先に通知してあります質問事項について、3点お伺いいたします。

1点目、防犯カメラの設置について。全国でも子供たちを含めた誘拐、ひき逃げ等の事件が増発傾向にあるため、旧町、新町を問わず防犯カメラの増設が必要に思うが、お伺いします。

○議長 第1の質問に対して当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 1番議員の質問にお答えいたします。防犯カメラは撮影していることにより犯罪の抑制及び未然防止を図るだけではなく、記録を残すことにより犯罪発生時の参考資料にも活用されているところでございます。

町においては、平成22年3月にさわやかトイレに1台、三春駅前及び三春駅北側駐輪場

に各1台設置し、防犯活動に役立てております。

今後もプライバシーに配慮しつつ設置が必要とされる箇所については、区長やまちづくり協会、防犯協会などのご意見を伺いながら検討して参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君！

○1番(新田信二君) 岩江地区をはじめ、他の地域で子どもたちの通学路において、不審者が現れる、子どもたちが不安になっているとのことですが、各地域からの要望はありますかどうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 まだ、私のところには、具体的な要望などは伺ってございません。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君！

○1番(新田信二君) 今後、地域の安全・安心のために早めの検討をお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 地域において、様々な話し合いが行うことがございます。その機会に関しまして、こういった話題があった、あるいは、こういった要望があるんじゃないかというお話しを伺ったということをお伝えして、地元の意見などを参考として、お聞きしていきたいと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

○1番(新田信二君)

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○1番(新田信二君) 二つ目に、高齢者へのタクシー券利用券の交付についてお伺いします。

高齢者による交通事故が多発傾向にあるため、現在75歳以上の高齢者の運転免許の更新については、公安委員会認定の認知機能検査を受けなければなりません。不合格の方でも再度シニア運転講習を受講し、更新が得られる方も多く、中には認知症の初期の高齢者もいるため再交付の運転には、問題が出てくると思います。

高齢者を交通事故から救うため、また、子供達を交通事故に巻き込まないためにも、75歳以上で運転免許を返納した高齢者の方へ、タクシーの利用券を交付すべきと思うが、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 高齢者へのタクシー利用券の交付についてのご質問でございます。町では、70歳以上の高齢者の方が運転免許証を自主的に返納された場合、三春町営バス福祉回数乗車券2シート、これは30回分に相当します、を平成26年4月より交付しており、平成26年度は15名の方へ、平成27年度も2月末現在であります。昨年同様の15名の方にご利用いただいております。

また、福島県タクシー協会加盟の県内タクシー会社においては、65歳以上で運転免許証を自主的に返納した方で、自動車安全運転センター発行の運転経歴証明書をタクシー利用時

に提示した方に対し、料金の1割を割引くサービスを行っております。

町としましては、高齢者で運転免許証を返納した方だけではなく、通学や通院のため公共交通機関に頼らざるを得ない人、いわゆる交通弱者に対する移動手段の確保が重要と考えて町営バス運行の充実に努めて参りました。

したがいまして、現在のところタクシー利用券を交付することについては、考えてございません。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君！

○1番（新田信二君） 2点ほど質問させていただきます。

1点目、高齢者自身が自分の運転が危ないと思っている方は、少なくないと思います。返納できない理由として、自力で病院、買い物に行けないと日常生活が困難となるためです。バスの利用も確かに便利と思われませんが、バスは線路が決まっているため、高齢者、特に足の腰が悪い方には、不便もあります。そのところをどのように考えるか、お伺いします。

2点目、高齢者が運転免許を返納しても、生活ができるよう、また、高齢者の交通事故を減らすためにもタクシーの利用券、また、割引券の検討の余地はあるのかどうかお伺いしたい。よろしくお願ひします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 再質問の一つ目でございます。免許証を返納したいんだけども、日常の足として必要不可欠であるといった方、こちらの輸送体制についても考えなくてはならないのではないかというご質問だと思います。

確かに、実態はそのとおりにかと思ひます。町としましては、公共交通の中で、鉄道あるいは公共のバス、あるいは場合によってはタクシーなども含んで公共交通のいう表現をさせていただいております。公共交通のほかにも一つ、一つの概念として福祉輸送という概念がございます。これは、ご質問にでたような体に障がいをお持ちの方、ご自分での移動が困難な方、こちらの方に対しては、福祉的な観点から輸送体系を整備すべきという基本的な考えでございます。現在の三春町では、まだ公共交通の一つである町営バスの運行もまだまだ、これから、改善の余地があると認識しております。これは、やはり費用対効果の面からもございます。そういったことでまずは、町営バスの運行を基本にして考えていきたいということが基本でございます。これに変わりはございません。ただ、全体として町の全体的な総合交通、特に公共交通はどうかのべきかということについては、現在に至るまで関係者で時間をかけて検討したことは、多分なかったかと思ひます。こういった少子高齢者の時代を見据えまして、時期的には確約することはできませんが、こういった足の確保、こういったかたちが望ましいのかどうかは、関係者と協議しながら決めていく課題であると考えてございます。それが一つ目でございます。

二つ目、返納して生活に困るといふことで割引きの検討の余地は全くないのかというふうなご質問だったと思ひます。これも一番目の答えと重なるんですが、全体の中で公共交通の一部分として、例えば、非常にそのエリアだけは、非常に人口密度が低くて輸送量、輸送量という言葉で表現するとあれなんですけど、実際に移動される方が非常に少ないエリアについてはバスを運行するのは難しい、もう少し小型の交通機関となりますと、タクシー的な輸送手段がございます。ですから、全体的な公共交通の中で位置づけで、タクシー的な乗り物がふさわしいということであれば、そういった輸送手段を運行するというのは、これは否定

するものではございません。ただ、何度も申し上げたとおり、基本的な公共交通の整理をきちんとしたうえで、その中でやはりタクシーしかないんだということになれば、当然そういった検討の余地がございます。まだまだ時間がかかる作業ですが、その辺につきましてご理解たまわれれば、ありがたいと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君！

○1番（新田信二君） 高齢者認知症の方々が、今後増加する日本であります。この問題は三春町だけでなく、県、国が解決しなければならない問題と確信しております。この辺をお願いしながら、質問を終わります。

○議長 第3の質問を許します。

新田信二君！

○1番（新田信二君） 3点目です。世話やき人の支援活動について、県では平成26年度より世話やき人制度の取り組みが県の受託機関等で取り組まれている。一人住まいの高齢者の見守りから、子育ての悩み、結婚の相談等について助けを必要とされているのが現状であります。地域での身近な方々の世話やき人活動が、今後の少子高齢化改善に必要と思われませんが、お伺いします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 第3のご質問にお答えします。世話やき人の活動支援についてお答えでございますが、県では、平成26年度から、県民が安心して家庭を持ち、子どもを生み、育てやすい社会を実現し、次世代を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長していく支援をするため、「世話やき人」制度の取り組みを始めました。

「世話やき人」とは、結婚、妊娠・出産、子育てのことで助けを必要とする地域の相談者へのお世話やきとして、様々な支援活動をボランティアで行う個人または団体をいいます。世話やき人の要件は、地域に密着した活動をしている方、妊娠・出産・育児関連業に従事する方や、縁結びの実績がある方等で、県が行う研修を受講した方となっております。現在、三春町から結婚に関する部門に若干名の方が登録をされております。

少子高齢化の現状においては、地域の方々の暮らしをつなぐボランティア活動は、大変大きな役割があると考えますので、この事業の趣旨や利用の方法等について多くの町民の方々に周知し、活用いただけるように支援して参りたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君！

○1番（新田信二君） 2点お伺いします。

1点目、現在町の結婚に関する部門に登録されているということですが、現在どのような活動を行っているかお伺いたします。

2点目、少子高齢化に伴う暮らしをつなぐボランティア活動に対しての、今後の支援策があればお伺いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 再質問にお答えします。結婚部門について、世話やきの方が登録されて、どのような活動をされているかということですが、実施主体が福島県でございますので、実際の活動をされているかどうかについての把握はしてございません。ただ、登録を

されている方の活動としましては、希望する方との連絡を受け、それに対して適当な方があれば結婚についての紹介をするというかたちでの活動を展開しているようでございます。申込みから6ヶ月を経過する時点で、適当な方があるかどうかそれらについて判断をするということになってます。6ヶ月を過ぎた場合については、一度その方との活動については終了するという取り決めがされているようでございます。

ボランティア、その他の高齢者などに対してのボランティア活動についてのお考えということでご質問いただいたかと思いますが、それらにつきましては、前の定例会でボランティアの活動について、どうなんだというご質問をいただいております。これらにつきまして、ボランティアポイント制度、これらを創設して活動の支援をしていくということで現在検討中だということでございます。実施に当たっては、28年度前半整備をして後半から、運用していくような考えで、現在、検討を進めているところでございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君！

○1番（新田信二君） 地域での身近な方々の世話やき活動の取組みの計画を早めに行ってですね、1人住まいのお年寄り、また、少子高齢化に向かってですね、ぜひとも三春町では早期対応をお願いしまして、質問を終わります。

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（松村妙子君） 先に議長に通告しました2点について質問させていただきます。

まず1点目、沢石地域にあるいぶきについて、昨年11月頃に閉鎖しましたいぶき、町としては今後どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対して当局の答弁を求めます。

佐久間財務課長！

○財務課長 4番議員の質問にお答えいたします。お質しの施設につきましては、田村西部環境センター建設事業に関連して、北部地域の活性化を図るため、沢石、要田、御木沢地区の北部三地区の代表者などで構成されました田村西部環境センター建設促進協議会において検討して、建設された活性化施設でございます。

施設の管理運営につきましては、田村西部環境センター建設促進協議会を発展的に解消して発足いたしました、北部三地区連絡協議会が、指定管理に関する規則などを制定いたしまして、その規則に基づいてですね、「有限会社いぶき」という会社を指定管理者として、事業を展開していたものでございます。

しかしながら、昨年11月指定管理者が撤退いたしまして、現在は空き施設となっております。このため、北部三地区連絡協議会では、空き施設となった活性化施設を引続き有効に活用したいということで、地域の振興・活性化を図るために、まずは沢石、要田、御木沢に住所を有する方を対象として、施設の利用、公募したわけでございます。昨年の12月1日から今年の1月31日まで公募したところでございますが、残念ながら応募者はなかったようでございます。

今後は、応募地域の対象範囲を広げて、再度募集を行う予定と聞いております。これらのことから、町としてはそれらの状況を見守りながら、引き続き相談に乗るなどの支援に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君！

○4番（松村妙子君） 今回有限会社いぶきについて、質問させていただいた経緯には、住民の方々からの要望がありました。なぜ、いぶきが閉鎖してしまったのか、また、いつ頃再開できるのか、また、あのおばあちゃんは友人数名で楽しく温泉に行っていたようです。入れなくなり、残念がっています。とこれは、息子さんからのお話をいただきました。私自身もよく理由が分からないこともあり、質問させていただきました。現在は北部三地区連絡協議会として、検討していただいていると思います。しかし、今後北部三地区で協議しまとめていくのが難しい場合には、新たに管理してくれる方を広報等で知らせるような考えはあるのか、また、町としての支援体制は考えていないのか、この2点についてはお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間財務課長！

○財務課長 施設がですね閉鎖して、非常に残念だと言う声があるということでございまして、地元の連絡協議会でもですね、それらの意見を承知しておりまして、まずは今までと同じような、まずは今までと同じような事業形態でできる方という方で公募しているということでございます。

町でどんな支援体制があるのかとうことでございますが、先程ご指摘がありましたようにですね、応募するのみ町として例えば、広報誌などに載せて応募を募るということも検討できますので、それらについても実施、地区から要望などがあればですね、実施をして支援に努めた参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君！

○4番（松村妙子君） 町としても広報等でね、お知らせするという事なんですけども、これは町内とかというかたちなんですか、それとも、町外にも声をかけるのか、その辺はお聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間財務課長！

○財務課長 広報でお知らせするといかたちになった場合を想定して申し上げますが、まずはですね、町の広報に載せる場合ですね、案としてはですね、こういうことが考えられるかと思えます。町内・町外を問わず、応募をしてください。というかたちで募集を、広報に載せればですね、それは、例えば町外の方の、町外の方町内の方が広報を見て、町外の方にこういうことがあるんだぞとも周知できますので、まずはですね、段階としてはまず、町の中でお知らせをするというのが、最初のお知らせの仕方であるというふうに考えて検討したいと思っております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

○4番（松村妙子君）

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○4番（松村妙子君） 第2の質問に移ります。妊娠、出産、子育て支援について、3点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、妊娠期、出産後、子育てにおいてのさまざまな相談件数は、年間どれくらいあるのか。

2点目、妊婦さんの精神的な不安や悩みなどの相談に応じてくれる方は、継続した担当者であるのか。

3点目、子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）を実施してはどうか。

○議長 第2の質問に対して当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 第2の質問にお答えします。1点目、妊娠・出産・育児に関する電話や来所 または家庭訪問による相談件数についてでございますが、平成26年度1年間の延相談件数は、妊娠・出産に関する件数が238件、乳幼児等の育児に関する件数が566件でございました。このほか、乳幼児健診や各種教室などの相談を含めると、年間約1,500件の相談に対応しております。

2点目のご質問についてお答えします。妊婦の不安や悩みは様々であり、些細なことから深刻なものまであります。そうした点に配慮して、妊娠届出の受付窓口では、必ず保健師が面接をして母子健康手帳を交付しています。そうすることで、その後の妊娠・出産・育児に関する身近な相談相手として、相談しやすい関係づくりができると考えております。また、保健師が地区担当制をとり、相談者やそのご家庭を継続して支援していく体制を整えているところです。

3点目のご質問についてお答えします。現在様々な機関が個別に行っている妊娠期から子育て期までの支援について、国は、ワンストップ拠点となる「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、切れ目のない支援を実施するとしています。ワンストップ拠点には、保健師やソーシャルワーカーを配置してきめ細やかな支援を行うことにより、子育て世代の「安心感」を醸成するとして整備が進められております。

三春町においては、不妊相談から妊婦の相談支援、出産後の家庭訪問、乳幼児の健診や予防接種、あるいは育児サークル支援など子育て世代に係る一連の相談について、保健センターが保健師や栄養士が対応しています。また、医療機関や保育所・幼稚園、子育て支援センターとも連携を図りながら、子育て中の保護者の支援に努めているところでございます。今後も、相談体制の充実を図りながら、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組んで参ります。

以上のことから、実質的には現在の保健センターが子育て世代包括支援センターの機能を果たしていると考えおります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君！

○4番（松村妙子君） 国が平成26年12月に施策したまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目的施策基本方向の体系として、四つの柱があります。これにしたがって三春町としてのまち・ひと・しごと創生総合戦略がだされまして、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間です。四つの柱の一つに若い世代の結婚・出産・子育ての希望が現実できる環境を整え、結婚から子育てまでの切れ目のない支援に取り組みますと書いてあります。子育て支援として本当にほしいものは何か、県内のとある町で妊娠中のお母さんたちになげかけられた質問が、新聞に掲載してありました。

その例として2点ほどあります。一つにはホッとできる居場所、二つ面は本音で話することができる相手と心地のいい空間、とありました。どこにでもありそうなのに手に入れるのが難しい、お母さんたちの本音から現実が見えてくるかと思われまます。フィンランドでは、ネウボラという子育て支援システムがあります。アドバイスを受ける場という語源で、1時間程度おしゃべりしながら、検診などを受ける制度です。妊娠期から就学前までのすべての家

庭に保障されております。子育て世代の気軽にワンストップで相談に立ち寄れる子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から子育てと専門家が支援して、人口増につながる総合戦略と施策としていくことが大事だと思われませんが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えします。今のご質問の中の例として、ホッとする居場所を設置あるいは、何にも気兼ねなく話しができる場、そういったものが求められるというふうなことだろうと思います。先程、答弁させていただきましたが、最初の関わりから保健師が保健センター等において、対応し不安なところを含めて解消したり、指導したりということと役割を担って、現実それならによって対応ができているものと考えております。また、保健センターでは、保健センター開放日ということで子育ての子どもさんを持つ家庭の方々の自由な時間として解放しておりまして、その中でお母さんたちが交流する場にしたり、あるいは、その場で保健師の話を聞きたいということであれば、そういった場にも活用いただいておりますので、そういったことで機能としては、十分に対応ができていますのかなあと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君！

○4番（松村妙子君） 先程も言いましたが、ネウボラ、これはアドバイスを受ける場でありますから、地域のまちづくりでいろいろな人に携わってもらい、若い世代を応援していくことが大事かと思われまして。行政の視点ではなくて、利用者目線で支援していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。いろんな場所あるいは方々にご支援をいただけるようになればいいのかなというふうなご質問かと思いますが、各種機関、保健センターもそうですが、それ以外の子育てであれば、保育所、幼稚園や子育て支援センター、児童館、そういったものも子育て期の家庭に対して、相談あるいは支援のできる機能でありますし、医療機関もその一つではないかなあと考えてます。それらの方々との連携をし、地域にあってはそれぞれの地域力によって、関わりの中で相談、悩みごとが解消されるような取組みがされればいいのかなあと考えています。それらについては、地域の方には投げかけをし支援できるような体制をとれるようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君！

○4番（松村妙子君） これは3月2日の民友新聞に掲載された記事ではありますが、いわき市新年度、フィンランドで普及している子育て支援センター制度、ネウボラを取り入れたいわき市版のネウボラを構築する、妊娠から出産、子育て期まで切れ目ない総合的な支援を図る同市の2月定例会で市が示した来年4月導入を目指しており県内初の試みとなるそうです。今後、三春版ネウボラを構築してはどうかと思われませんがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。先程の答弁でも実質的には、切れ目のない支援ということで、保健センターが対応が、現時点でできているものと考えております。そういったことで

子育て世代包括支援センターの機能を十分に果たしているという答弁をさせていただきましたが、さらに窓口として皆さんにわかりやすい場所ということでの表示、標ぼうをしたほうがいいとのご提案かと思えます。これにつきましては、今、お話にもありましたが全国でそういった標ぼうして、取組みがなされてきておりますので、それらの例を見ながら三春町においても、標ぼうして窓口の明確化をしていくように考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで暫時休憩いたします。再開は、2時50分にいたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩 午後2時38分)

<休 憩>

(再開 午後2時48分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。

○議長 2番本田忠良君、質問席に登壇願ひます。

第1の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 議長の許可を得ましたので、通告しておきました2点について質問をさせていただきます。

はじめに町内における通年観光についてですが、三春町は毎年滝桜開花時期に20数万人の観光客がお見えになり、その一部が町内を訪れております。これも4月1ヶ月に限られているのが現状です。そこで、その対策としてとられたのが、もみじ山公園にもみじを植樹して、秋にも観光客に来ていただくという考えで数年ほど前から、植樹をしていると思えますが、これが観光客に喜んでもらえるまでは、あとどれくらいかかるのでしょうか。長い目でみるこのような政策も大変大切と思えますが、もっと身近にあるものに目を向けることも大切と思えます。先月初めあるところに一泊で旅行に行ったときのバスガイドさんの話です。40年の経歴をもつガイドさんで、日本中行かなかったところがないという方でした。その方が言うには、三春滝桜は日本三代桜の一つと言われているが、とんでもないと、岐阜県薄墨桜、山梨県神代桜、これらの比では全くないと、まちがいなく日本一だと言っておりました。この桜を4月に見に来る20数万人の観光客をどうしてもっと三春町内に呼び込めないんですかと言われ、全く返す言葉がありませんでした。

そこで第1点目の質問として、先月2月27日より三春まちづくり公社によって企画された「奥州三春 数珠めぐり」が開始されました。これは、皆さんもすでにご存知と思えますが、三春町各宗寺院仏教和合会のご協力を得て実現したものです。中町壺の蔵「花かご」にて、台紙、親玉を購入し、町内10箇所の寺院を巡り、台紙にスタンプを押し、完了しだい花かごに戻り、ご祈祷、ご祈願された数珠玉を購入するという企画です。展開次第では通年観光の最たる目玉商品になるのではないのでしょうか。町として「奥州三春 数珠めぐり」をどのような協力、また、バックアップ体制を考えているのかお尋ねします。

2点目として、南町にある大正9年に建てられた洋風造りの建物は、現在町内にある数少ない建築物と思えます。外部から見る限り、近年ずいぶん塗装の色が変わってきていると思えますが、このままでは朽ち果てるばかりです。一旦朽ちたら、修理不可能となり、そのいい例が弓町になるもと遊郭の跡地ではないのでしょうか。町としてはどのように考えてい

るのかお尋ねいたします。

第3点目として町内には、三春伝承館の旧吉田邸、三春郷土人形館、歴史民俗資料館、レンガ造りの建物、桜川沿いの堀、前川しけいの百杯宴の碑など、通年観光には貴重なものがたくさんあると思われませんが、観光客に対してどのように周知させるのかお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 2番議員の質問にお答えいたします。「奥州三春 数珠巡り」は、町内にある10ヶ寺を巡り、寺院の名前が刻印された数珠玉を集めるという通年観光の一端として、町内の多くの寺院様のご協力により三春まちづくり公社が、先月事業を開始いたしました。

これは心の巡業をするものであり、新しい視点での通年観光事業として、大いに期待をしているところであります。

この「数珠巡り」は、地方創生交付金を活用し、着地型商品開発事業として公社に業務委託をした事業の観光商品の一つであります。

町では、公社の開発商品を県内外に積極的にPRし、より多くの集客を図るよう働きかけるとともに、その他の観光素材を生かした商品開発にも今後とも支援して参りたいと考えております。

三春町には、多くの歴史的な建造物や蔵等があります。その中には、町で整備等を行い活用しているものもいくつかあります。

町では、整備をする場合には、建物の所有者の意向を最も尊重し、利活用の検討をして参りましたので、今後ともそのような姿勢で取り組みたいと考えております。

三春町の通年観光の事業展開には、街なか観光に力を入れていきたいと考えております。まちづくり公社では、お寺をはじめ街なかを巡る観光商品を進めております。そのような事業展開の中で、観光資源・素材となる物をインターネットをはじめ、多様な媒体を利用して、情報の発信をしていきたいと考えておりますので、よろしくお尋ねをいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○2番(本田忠良君) 第1点目に関して、質問をさせていただきます。私の先日の2月27日オープン日ですか、実際行って参りました。その時の皆さんの手元にもお配りしてあるというか、町当局からいただいてあると思えますけども、これがその時のパンフレットですが、私も10ヶ所回ってきて、実際これ持ってます。本当につげでできて、10ヶ所のお寺の名前がそれぞれ、刻印されてすばらしいものだというふうに思っております。その店であったお客さんが、10ヶ所巡るとこういうスタンプを押してこなくちゃいけないんですけども、これを額に飾っておきたいというお客さんも実際におりました。この数珠巡りは京都、それから広島尾道に続いて日本で3番目ということでございます。これはすばらしい企画ではないかあと、もちろん東北で最初でございますので、これを今後どのようなPR、積極的なPRでありますけども、積極的なPRとはどのようなPRか、この数珠巡りは町から公社のほうに、こういうものをつくれと依頼したのか、それとも公社の方で考えたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、今後の商品ということですけども、観光素材を生かした商品開発ということでございますが、それらについて、もし、何か別な商品開発が、現在のところあるかどうか、その3点についてお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。今回の数珠めぐりですね、三春町の歴史そのものだと思います。町長になってから、通年型観光をずうーと続けて語って参りましたし、それに向かっていろんな施策を講じて参りました。しかし、三春町の通年型観光の歴史・文化であります。そのお寺巡りというのは、まさに、三春の歴史そのものなんですね、今回今までも公社といろんなこれに関して、話し合いをして参りましたが、今回公社の熱意といいますかね、各寺院お寺の方々のご協力によって実現する運びになったということでありまして、公社の熱意に感謝をしているところでございますし、各寺院の皆さん方にも感謝をして、これからですからね、しっかりこれを通年型観光に結び付けていきたいなあとと思います。三春町の観光は、歴史・文化と新しい観光資源素材ですね、これが今次から次とでてきておりますので、これらを組み合わせた通年型、これを目指していきたいというふうに考えております。PRほ方法につきましては、今ね、いろんなPRの方法があります。ガイナックスにね、三春のアニメによるPR、町内の名所などをアニメによって、三春町をPRするという方法も今実際まもなくね、完成してくるということで楽しみにしているところでございます。それから、今後についてでありますけども、こういう三春の歴史・文化をPRをしながら今申し上げたようにですね、アニメの活用ですね、この街なかにかににして、ガイナックスのいろんな事業をね、街なかはどう観光客を誘導するか、交流人口を誘導するかというのがこれからの大きな課題であると、このように思っております。なお、補足があれば課長から説明させます。

○議長 佐藤産業課長！

○産業課長 質問への補足をさせていただきます。まず、1点目の今後のPR方法ですけれども、いろんなかたちで今後PRはしていきたいと思っております。町民の皆さんにもそのPRについては、ぜひ、ご協力いただきたいというふうに考えております。先日2月28日に東京で、三春町舞鶴会の総会が行われました。これには、町も町長、議長も招待も受けまして出席して参りました。100人を超す方々がお集まりになった席で、このPRをさせていただきましたが、非常に関心が高いということで、ぜひ参加をしたいという皆さんの声もありましたので、そういったかたちでいろんな方と会う機会にPRに努めて参りたいと考えています。その時に議員さんお持ちになりました数珠の参考になるものをですね、持ってきましたので、それに彫ってあるというのは非常に興味がありましたし、実際、三春に疎開していた方々が、興味を持ったんですが、疎開はお寺さんに疎開された方々が、三春の舞鶴会にも参加をされてましたので、そういった関心が高いというのを感しましたので、積極的なPRに努めていきたいと思っております。

2点目の町から地方創生がらみで、公社の方に委託をだしておりますが、アイデアといたしましては、公社のほうで和合会さんの方とか、数珠の関係の業者さんとか、アイデアを公社さんの方で主に自主的に商品を開発をして、今回の事業に繋げたという状況がございます。

3点目の新しい素材を利用して、今後の通年型観光に繋げていこうということで、平成27年度におきましても、この数珠の事業もそうありますが、27年度に行いましたのは、まず7月にブルーベリーの収穫体験と三春ダム探検という事業でブルーベリーの収穫と体験する事業を行っております。8月には福島ガイナックスで絵心を学ぼう、野球収穫体験とパーベキューということで、野菜の収穫体験を行いました。9月には作ってみよう一環張りということで、一環張りの製作をやっております。10月には芸術の秋、陶芸絵付け体験、食欲の秋いもに会という絵付け体験といもに会を組み合わせた事業を行いました。11月にはりんごの収穫体験とおかし教室という事業を展開しました。12月に入りまして、街なかで

すが、玄侑宗久氏の法話と座禅大会ということで福聚寺さんのご協力を得まして、事業を実施いたしました。12月の半ばには福島ガイナックスと学校で天体観測、コスプレ撮影会という事業を行いました。2月に入りまして、三春一寺・一仏巡りということでお寺を巡る事業を行っております。2月の中旬になりますが、三春の酒蔵を訪ねてということで、三春酒造の方に尋ねております。今回の数珠めぐりが10個、年間を通して10個の商品開発をしたところでございます。今後も公社の方に新たな商品開発をお願いしまして、通年を通して三春町への観光客を誘客していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○2番(本田忠良君) 只今、PRの方法としてはですね、一度東京舞鶴会ですか、この時にPRして大変、好評を得たということでございますので、こういった機会を利用してPRしていただきたいと思います。また、ガイナックスのアニメを通してのPRというものも大変効果があるのではないかなあとと思いますので、その辺もぜひね、こういったPRの方法をしていただきたいと思います。

それから、大変やりかたによっては本当に素晴らしい企画でございますので、役場職員の方も含めて、臨時職員の方も含めて200名くらいいると思いますので、ぜひですね、町長の方からあんたら1回行って、これを買ってこいと指導できるのか、できないものなのか、その辺町長に聞きたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 職員に勧めることはいつでもできます。毎週金曜日朝、課長会議をやっていますので、その席で課長たちに話しをしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○2番(本田忠良君) ぜひ進めていただきたいと思います。それでは2点目についての質問をさせていただきます。

○議長 ちょっと待ってください。第1の質問はいいんですか。

○2番(本田忠良君) 第1の2番目、(2)ということで、この件についてなんですが、これ平成6年に三春町住宅研究会において、町内における歴史的建造物保存活用調査報告書というものが作られておりまして、これが図書館にその時の表紙なんです、これは現在町で保管してあるのでしょうか。何か所ぐらい調査したのか、分かれば教えていただきたいなあと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長！

○建設課長 すみません。今、資料等ないので分かりません。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○2番(本田忠良君) 私も中味は見たことないんですが、表紙だけなんですけども、実際この中味を見ますと、弓町の遊郭と旧吉田邸ですか、三春町で管理している、その2箇所について調査を行ったということなんですが、南町にあるその旧病院の家主と申しますか、その方にたまたま会うことがありまして、その方に聞いたところ、そこも調査されているということをおっしゃっていました。ということは、全部で3ヶ所ぐらい調査しているのではないかと

というふうに思いますので、ぜひですね、調査書があれば探し当てていただければと、現在も弓町においては遊郭の跡地が4ヶ所あったんですが、そのうちの2ヶ所はもう朽ち果てて再起不能というような状態になっております。これがもし、平成4年なんですね、平成4年に福島県三春町三春町住宅研究会で調査したみたいなんです。もし、その当時に調査して、すぐにでもね弓町にある遊郭の跡地が保存できてあれば、今すばらしい観光のスポット地点になったのではないかというふうに思います。ネットなんか見ますと、その壁に書いているのも私も読んだんですが、当時の女性がですね、男性に対する思いの意図を綴った文章が壁に残されているということも書いてありましたので、もし、万が一それが残っておれば、先程申しあげましたように、すばらしい観光地になったのではないかなあとと思いますので、山中にある歴史的な建物ですね、そこの建物は大正9年に建てられたものでございまして、もう三春には町内にはあぁいった建物がございせん。ぜひですね、山中にある建物もですね、これから調査して保存できるような方法をとっていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

すみません、南町でなくて山中ですね、失礼しました。山中でなくて南町ですね。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 先程も申しあげましたが、個人の所有物であるということ、それと将来それが調査をした結果、町の活性化のために活用できるのかどうかということ、活用するとすればどういう目的で、どんな活用方法があるのかとか、単なる保存だけでは、私は保存というのは、非常に経費がかかりますよね。活用の目的が明確になって初めて町としては予算ができるということになるわけですけども、これまで、そこまでクリアーするまでの非常に難しい課題があるだろうと、こういうふうに思っております。前回住宅研究会で調査したっていうものを、そういう資料を集めたり調べることは可能でありますけれども、実際はなかなかクリアーするまでの課題は非常に多いし、難しいという感じをもっております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○2番(本田忠良君) 只今の答弁なんですが、もし、持ち主の了解が得られて調査をして、維持管理ができるようになれば、例えば使い途としては、三春町の町のお客さんに対する迎賓館というようなものだったり、または、絵画の展示場だったり、そういったものに十分使われる可能性はあるのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 先程申しあげましたようにですね、クリアーしなければならぬ課題が一杯あるということをお考えますと、今おっしゃったように、今すぐどういう利用ができるかとか、なんかっていうのは、全くの未知数であると、このように言わざるを得ないと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 次にベニマル跡地についてお尋ねいたします。中町旧ベニマル跡地は、現在公共施設駐車場として使われているが、今後どのような利用計画があるのか、お尋ねをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間財務課長！

○財務課長 第2の質問にお答えします。旧ベニマル跡地には、これまで中町集会所や中町公衆トイレを整備するとともに、跡地東側の町道の拡幅整備工事などを実施して参りました。

現在は、中町の山車1台を、管理場所が見つかるまでの間という条件で仮置きしている状況であります。公共駐車場としては、面積約1,100㎡、乗用車の駐車可能台数36台分を確保し管理しております。

この跡地は、中心市街地における商業や観光などの土地利用を図る出うえ有効な場所と位置付けており、中心市街地活性化の課題のひとつである、観光客の街なか駐車場としても活用を図りたいと考えております。

観光シーズンには、仮設の案内板や誘導員を配置して有効に利用したいと考えております。

将来、今後は、駐車場の需要に対して効率的な管理運営を図れるような住民サービスの向上を図りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○2番(本田忠良君) 鈴木議員とダブルかもしれないんですが、今現在あの駐車場は、どのような方が使って、どのような使われ方をしているのか、お聞きしたいんですけど。多分常にね、私もあそこ通ると、15台か20台は常に止まっているんですが、その辺どうなんでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間財務課長！

○財務課長 現在の利用がどうなっているのかということでございますが、恐らくあの辺の方が、周辺の方が公共駐車場としてお使いになっているというふうに思っております。夜間とかに利用されているのかと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○2番(本田忠良君) そうするとですね、観光シーズンにおいて観光客の車を止めたいという町の考えがあるようなんですが、それらとどのように整合性をとるのでしょうか、今現在地元の人が止まっていることに対して、観光客が来たら止められないと思うんですが、その辺はどのようになるのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間財務課長！

○財務課長 観光客の前にですね、どのようなかたちで将来考えているのかということもありましたので、それも含めてなんですが、将来的にも基本的には駐車場と、利用であると考えております。その中で公共駐車場でありますので、利用者の公平性が確保されなければいけないと考えております。当然日中等については、公共駐車場でありますので、利用されている方は短時間の利用であると考えておりますので、観光シーズンについては当然、誘導員等を配置いたしますので、それらについて対応を図れるものと考えております。まずは、将来に向けてはですね、公平性が保てるような駐車場をどういうふうなかたちで管理・整備していくのかということをも、考えながら、その中で観光客の対応には警備員など、誘導員など対応いたしまして、有効にですね、駐車スペースが確保できるようなかたちで管理していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○2番（本田忠良君） 通年観光、これから通年観光をやっていくということでございますので、その辺の駐車場の方は、方法はですね、よくよく考えていただきたいというふうに思います。またですね、平成26年の9月に現議長であります陰山議長がこのベニマル跡地について質問をしていたと思うんですが、その時の当局の答弁としては簡潔に言えばですね、観光客の乗用車、大型バスの駐車場がないので舗装を含めてこれから考えますという答弁だったんですが、あれから1年半たって未だかつてまだ、何にも進展していないということでございます。それで先程の鈴木議員の答弁でも駐車場にしても舗装ですか、それは平成28年度は考えていないということでございますので、これはぜひですね、近々、早急にですね、観光客に対して舗装していないところ車を止めて、例えば雨降っている時に、そういうところに止めて、おもてなしの心ができるかどうかということもございますので、なるべく早急にアスファルト舗装をすべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間財務課長！

○財務課長 駐車場の舗装ということでございますが、先程6番議員のご質問にもお答えいたしました。まず、来年度には計画はありませんが、年次計画の中には入っておりますので、その中で対応するとその時に先程申し上げておりますが、公平性を確保できるような管理の仕方も含めて、その時にいっしょに解決といいますかね、検討できるようなかたちでやるということでございますので、舗装しないということではございません。年次計画で検討してということでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番（日下部三枝君） それでは議長のお許しを得ましたので、通告した1件についてお伺いいたします。9月の定例会で同僚議員が三春のふるさと納税の現状と取組みについて質問しましたが、その中でも返礼品についての答弁はお礼状と三春町の特産品を送り、三春の魅力を発信するため、特産品の見直しはするが、競争をあおることではなくて、寄付の意思に沿った政策を実現させていく、三春町を応援したいという善意に対するお礼が原点であり、特産のPRとして返礼品を取り入れる考えはないとふうことでした。今、ふるさと納税と返礼品や特典についての情報が、専門雑誌やインターネット、テレビ等での発信量が増えているようです。

特に納税額や返礼の特典についてのランキング等をみると、納税額の向上を目指しながら産業・観光の振興や地域おこしを視野においての創意・工夫が、各自治体の政策として取り組まれているように感じております。

例えばある自治体は、100万円の寄付の返礼品として地場焼酎1年分365本というインパクトの強い特典を考えたことで、納税額も35億となったことでもあります。それ以上に地元産業の活性化が図られ、また、寄付者の方も多くたくさんの焼酎をお得意様に配り、おそらく喜ばれたことと思えますし、それによって返礼品に使われる品物のPRを図られ、その自治体のブランド品となっていく途が開かれたことと思えます。また、それをもたらした人たちがここはどんなところだろうと、思いをはせていってみたいくなる人たちもでることだ

ろうと想像します。この一例の中だけでも、地元産業の活性化、つまり、酒造業、原料となる農産物、運送業、雇用の促進等多くの活性化が図られ、また、返礼品を受け取った側の品物の利活用によって、観光PR、通年型観光、ブランド品の開発などに大きく貢献していくのではないかと考えられます。先程同僚議員からの返礼品の提案にもありましたように、品物だけでなく、体験型としての各地の特色イベントの体験、宿泊券、施設利用券、お試し暮らし、ポイント制度、それからカタログ、地方に根ざす芸能の鑑賞など、知恵をアイデアを駆使すれば、様々な特典サービスが考えられます。

これはすなわち、三春町第7次長期計画、目標5「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」の政策分野1「農林分野」「農林業分野」、2「商工業分野」3「観光振興分野」4「歴史文化財保存活用分野」5「交流・定住促進分野」の推進に大きく役立つ制度・事業と考えられます。最初に町の方針として返礼品は、善意に対するお礼が原点であるとの話でしたが、そのことを中心においても、その一回りも二回りも返礼品を広い意味で、解釈し、この事業を通して、第7次三春町長期計画を推進することができると思われませんが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。ふるさと納税の返礼品につきましては、先ほどの5番議員へのお答えと重なりますが、1万円以上、3万円以上、5万円以上、10万円以上の4区分とし、白米10キロ、菓子詰め合わせ及び清酒の中から3者択一することを基本に、1区分上がるごとに、野菜詰め合わせ、三春素麺、三春町の民芸品を加える対応をさせていただいております。

ご質問にあります、第7次三春町長期計画との関連で申し上げれば、農業や観光を振興することにより魅力ある商品やサービスが創り出され、その結果、返礼品が充実することが望ましいと考えております。

まずは、農業の6次化や通年観光といった大きな課題に注力して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○14番（日下部三枝君） 只今の答弁の5番議員と重なるということでしたが、私は何を返礼品にしているかという質問はしていませんで、町としてこの制度について積極的に対応していくということで、第7次三春町長期計画の推進につなげることができるのではないかと考えるわけでこの答弁のような消極的な姿勢ではなく、この制度に向かっての果敢な取組みをしてみたらどうかという質問をいたしました。答弁では、農業6次化産業、観光の振興、観光の振興することが前提となりその中で、良いものができたら返礼品にするというふるさと納税制度に取り組む姿勢としては、大変消極的であると思っております。町民の中にはふるさと納税制度に大変関心のある方がおりますが、私もいろいろとアドバイスを受けております。その方たちがこの答弁を聞いたら咲いた花がしぼむような思いをするのではないかと考えております。確かにメディアにのるような自治体の内容はわが町では難しいと思っておりますが、きっかけとしてこの制度に取組み、強いては農業6次化、観光振興に貢献するという積極的な姿勢を見せることが、必要なのではないかと考えております。ある意味では、答弁と取組みの方法が違っているのかとは思いますが、とにかくふるさと納税を利活用に対

する町産業振興をどのように取り組んでいくかという積極的な姿勢が重要であると思っておりますので、取り組む姿勢について再度、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 もともとふるさと納税というのは、首都圏の方の一極集中によってですね、税金が首都圏の方にまさに一極集中になってしまっているということから、スタートしたのではないかと思っております。つまり、自分のふるさとに納税をして、そしてふるさとの活性化に少しでも役にたってもらおうというのが、ふるさと納税の原点であったと思うんですけども、おっしゃいますように全国で、返礼品を目的にふるさととは全く関係なくて返礼品を目的にね、納税をするというような全国的な傾向になっております。ふるさと納税を進めた総務省でも、大変危惧をし始まっているという情報などを伝わってきておりますけども、町は当初からの基本的な考え方に沿って、進めているということでもあります。したがって、観光振興は観光振興として、そのふるさと納税とはいくらかは関わりはあるかもしれませんが、ふるさと納税によって観光振興と結ぶつけようという考え方ではなくて、まったく別かかたちで観光振興に取り組んでいるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○14番（日下部三枝君） 今町長がふるさと納税は、ふるさとの活性化が原点にするということで、その納税を目的にして、納税で納税を目的にして、その返礼品を目的にするというのではないだとうという話しですけども、実際今、このふるさと納税について、この返礼品を目的にしている人たちが、大変多くなっている。確かに町としては主張あると思えますけれど、実際これだけの人たちがこれを目的に動いているということを考えますと、それをただ、指をくわえてみてればいいという問題でもないような気がします。ぜひ、それを観光、それから観光振興、それから農業、地元産業の活性化、そういうものと逆に結びつけるというふうに、物事を考えていったらどうかなと思うのですけれども、例えば先程から質問の中に、中町の蔵の話、数珠巡りの話し、それからブルーベリーの体験の話、こういうのが随分でて参りました。このいろんな体験、それからアイデアこれを実際的に具体化するためには、三春に人が来てもらわなくてはならないと思えます。その一つの手段として、ふるさと納税の返礼品の中にこのパンフレットなどを入れてそして、ぜひ、こちらにおいでくださいという連携をとることもできるのではないかと思います。だから、もしかしたら原点からは遠くなるにしても、やはりふるさと納税の返礼品を目的にする人たちに対して、三春としてもぜひ多くの人たちがきてもらえるようなサービスとして考えていってもいいのではないかなと思うものですが、町の方ではいかがお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 先程も申し上げましたが、返礼品を追っかけているような様相になっているんじゃないかなと見ております。そういう方々は、その返礼品のエスカレートする競争の中で、その都度、今度があっちがいいからあっち、今度はこっちがいいから言ってね、そういうね、返礼品を目的にぶれるふるさと納税を利用して観光振興じゃなくて、三春町には歴史と文化、観光素材、資源がいっぱいあるわけですから、観光振興は三春町独特の観光資源を活用した観光振興を図っていくことを考えております。いろいろ考え方はあろうと思えますけども、ふるさと納税は本当の納税の趣旨、これをしっかり考えながらですね、それなりのPRは続

けていくと、こういうことなんでね、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○14番（日下部三枝君） 町の方の町長の考えが分かりまして、返礼品を目的とした納税ということと観光は別だという話だと思います。ただ、別であるかもしれませんが、実際そういう人たちが多くなっているとすれば、やはりそういう人たちがぜひ、いくら資源が三春にいっぱいあるとしても、人がきてくれなければ資源が無駄になってしまいますので、その人たちをぜひ、呼ぶこむということを考えても、返礼品それからサービス、特産品、それから特徴を生かした物を皆さんにPRするという事はやはり必要なのではないかなあと私は考えております。町長の考えは分かりましたけども、もう一度その辺のことについて、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 特産品の開発はね、農業の6次化ということで今積極的に進めております。ご承知のとおりね、ブルーベリーのリキュールを開発いたしましたし、も一つは三春産の米で酒を作りました。まもなく4月にはできあがるという報告を受けておりますけども、一口というね、三春で作った酒米で三春の醸造、佐藤酒造ですね、ここで作ってもらっております、このように特産品の開発は、このふるさと納税だからというんじゃなくてね、これは農業の6次化として積極的に進めて参ります。そういうものを今度は、ふるさと納税の返礼品に使うことも可能になってくると、こういうことでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 3番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番（影山初吉君） 先に通告しておきました事項について質問をいたします。

1番目ではありますが、三春町鳥獣被害対策実施隊員の減少に対する対策についてであります。質問する前に、この趣旨、内容についてちょっとお話しをさせていただきます。有害鳥獣から農作物の被害、または農地等を被害から守るということは県から各自治体に事業委譲された内容であって、これは自治体の義務になりました。今回。そういう中で、2011年の3月11日の大震災、また、放射能事故から、原発事故から以降有害鳥獣がどんどん増えてですね、捕獲が追いつかないというのが現状であります。それはですね、捕獲しても食べられないと、放射線量が高いから食べられないということで猟友会も積極的に捕獲作業を行わなかった。そういうこともあります。そういう中で県はですね、1週間くらい前の新聞にも載っておりましたが、イノシシの捕獲に対して、1頭に対して補助金を増やしますよということも載っておりました。そういう中で反比例いたしまして、この実施隊が年々高齢化しまして、現在24名おりますが、ここ数年で半分ぐらいになってしまうんじゃないかというような危惧をされております。そういう中でありますので、次の3点について、質問させていただきます。

まず1点ですが、各種狩猟免許受験者への補助は行っておりますか。

2番目、役場、JA職員他若い人たちの実施隊加入が急務ではないかと思いますが、対策

はいかがでしょうか。

3番目に実施隊、猟友会への庶務、会計を含む事務事業に対する支援策についてお伺いをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○課長 只今の質問にお答えをいたします。三春町鳥獣被害対策実施隊につきましては、平成25年4月に設置いたしました。24名の隊員に鳥獣による農業及びの生活環境に係る被害防止のために、鳥獣の捕獲等の活動を行っていただいております。

まず、1点目の各種狩猟免許受験者への補助についてであります。わな猟免許を取得しようとする方に対しまして、講習会の受講料4千円を三春町鳥獣被害対策協議会より助成を行っております。

なお、鳥獣被害対策実施隊員に委嘱されますと、非常勤の公務員となります。被害対策上の災害に対する補償を受けることができるほか、猟銃所持の許可の更新等の申請に際して、技能講習の免除、狩猟税が減免となる等の優遇措置がございます。

2点目の役場、農協職員や若者の実施隊への加入が急務ではないかとのことでございます。イノシシ、ハクビシン等の有害鳥獣の生息頭数が増加傾向にある一方、狩猟者や農業者の減少・高齢化が進行しており、今後も継続して効果的な鳥獣害対策を講じていくためには、実施隊員の後継者対策を含め、狩猟の担い手育成が必要であると考えております。

わな猟免許取得に関する研修会への参加支援、広報みはる等による狩猟免許取得に関する情報提供、農業委員会、農協等農業関係団体と連携を図り、青年農業者、町職員等への狩猟免許取得の奨励を実施するなど、実施隊員の確保に取り組んで参りたいと考えております。

3点目の実施隊、猟友会への事務事業に対する支援策についてであります。実施隊へは、活動費用として、三春町と三春町鳥獣被害対策協議会より補助を行っておりますので、自主的な活動を行っていただきたいと考えておりますが、捕獲報償費の支給方法など、事務事業の改善については、検討して参りたいと考えております。

鳥獣被害防止対策につきましては、耕作放棄地等が有害狩猟鳥獣の温床とならないよう、中山間地域直接支払制度等の活用により、耕作放棄地等の刈り払いによる緩衝帯を整備するなど、地域ぐるみの取組みも必要でありますので、引き続き、県、鳥獣被害対策実施隊、猟友会田村支部三春分会、農協及び農業関係団体等と連携強化を図り、鳥獣被害防止対策に取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 質問の1・2番関連がありますので、質問いたします。

まず、1番の各種狩猟受験者への補助ということで質問いたしましたが、第1種狩猟免許というのは、猟銃なんです。これを取得するにはおおよそですが、5、6万円はかかります。ということあります。そのなかで、昨日一昨日の新聞かな、県では半分教習射撃の、射撃練習の費用を半分補助しますという内容が載っておりました。そういうことで、なかなか生き物を殺すんだという、抵抗ありますね、なんであういうかわいいのを、子どもたちは言うと思います。そういう中で、本当に若者の皆さんは、お金もかかるし、そういうことでありますので、鉄砲の取得などはなかなか若者の人は考えていないと思います。まだ、わたなです。私もこの前挑戦しましたが、診断書または講習会受験料として、約1万5千円くらいかかります。一緒に受験した人の話を聞きますと、私は役場職員ですよ、私は農協

職員ですよ、全額補助していただきました。または、ある自治体ではバスまでだして送り迎えしましたよと、受験の日ですね、そういう助成をしながら、後押しをしながら免許をとってもらわないと、絶対に確保できないんです、自治体は。三春町は現在24名と言いましたが、ここ1、2週間で2人が脱退いたしました。それは鉄砲やめたと、あとは1人は亡くなりました。そういう中で、どんどん減る一方ですし、若者はなかなか取組まない、お金もかかる、また、生き物は殺したくない、そういうことですので、ここに書いてありますが、後継者対策を含め育成を考えております。また、実施隊員の確保に取り組めます、と言う答弁であります、ただ、これだけの取り組みで実際、隊員が増えてくるのかと、絶対疑問に思いますので、強力な支援体制がなければ実施隊員の確保はできないと思いますので、その辺のお考えをもう一度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 只今の質問にお答えいたします。各自治体で実施隊への取組み、かなり最近では本当に大変だと言うお話しは各自治体の担当者からも伺っております。そういった中で、若い方々が、実施隊に参加をするというのはどの自治体も共通する悩みであるというふうに認識しております。その中で、三春町も今後どういったかたちで普及できるかにつきましても、いろんな方にアドバイスをいただきながらですね、機会あるごとに隊員になっていただく方、その免許をとっていただく方を増やすためのいろいろと研究を進めて参りたいと、今後の課題として研究して参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 質問の3番目の内容なんですが、答弁では実施隊活動費用、または対策協議会より補助を行っておりますので、自主的な活動をお願いします、ということあります。隊員の皆さんに聞きますと、みんな高齢化してきて事務局、特に今言った庶務会計などを含めた事務局が、事務量が多くなっている、補助金ももらっている、そういういろんな関係から、事務事業が多くなっている。それに伴い、高齢化してきてもうパソコンも打てないよと、そういう人が増えてきておりますので、これはやっぱり自主的に行ってくださいでは、ここ2、3年で猟友会はパンクしそうだと言っております。会計を含めた役員のなり手がいないと切実に訴えられております。これはですね、やっぱり、町の農作物、農地を守るんだから、やっぱり町主体で一生懸命事務事業に取り組んでいただきまして、大変だとは思いますが、そういう中で協力してもらえなければ、この実施隊はここ何年で消滅しちゃうんだろうと思いますが、自主的な活動を行っていただきたいということですが、そういう猟友会の考えの中で考えがありますので、その辺はどうでしょうか。一つお伺ひいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業町長！

○産業課長 只今のご質問にお答えいたします。実施隊の事務事業が大変負担になっているというお話しをただいま、伺いましたので今後実施隊の隊長はじめ関係する役員の方々とういうやり方がいいのかですね、相談をさせていただきながら、進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 第2の質問に移ります。町営バス運行事業についてお伺いをいたします。岩江地区町営バス運行循環型がスタートして、早1年6ヶ月になろうとしております。今後、全体的にバス運行事業を精査し、利便性向上を最重点にデマンドを含め検討すべき時期にきていると思われませんが、執行側の考えを伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野住民課長！

○住民課長 第2の質問にお答えいたします。始めに、岩江地区町営バス運行の経緯と利用状況について申し上げます。岩江地区での町営バス運行は平成24年度のまちづくり懇談会で要望が出され、平成25年4月に「岩江地区コミュニティバス運営協議会」が設置され、アンケート調査や運行コース検討の後、平成25年10月、町に対し「岩江地区コミュニティバス配置要望書」が提出されました。

町では、この要望を受けまして、運営協議会や関係機関と協議を進めまして、新たな車両を確保し、平成26年10月から運行を開始したところでございます。利用の実績につきましては、平成26年10月から平成28年2月末までの1年5ヶ月で延べ1,541人、1ヶ月平均約90名になってございます。

また、現在の町営バス事業につきましては、平成25年4月、スクールバスを共用しての運行からまもなく3年を経過しようとしております。町としましては、これまでの運行実績を基に、町営バス事業全体の分析を行い、費用対効果を含めた評価・検証を行って参りたいと考えております。あわせて、議員ご提案のデマンド方式についても調査研究を行い、利便性の向上に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 大変前向きが答弁をいただきました。当然、費用対効果を含めて町営バス事業全体を評価検証したい。また、デマンドも含めましてね、利便性の向上に努めながら考えていきたいという答弁であります。バス事業はですね、三春中学校のスクールバス経費も含めまして、約6千数百万、そのうち使用料、手数料ですね、3百数十万なんですね、これはそんでいいんです。ただ、本当に町民のための町民のための弱者対策として、内容的にこれでいいのかと、メリット、デメリット必ずあります。そういう中で、なんでデマンドがいいんだろう、デマンドは確かに、いついっどこに行きたいんだということを何人かまとめて、デマンドタクシーみたいにして向かうからロスはないんです。ただ、それを電話受け付ける人とか、何か人件費がやっぱり必要なんですね。そういうこともあって、メリット、デメリットはあんです。ただ、私みていけばですね、毎日毎日毎日、乗る人もいっかいねかわかんないのに、グルグルグルグルグルグルまわって、その人件費と燃料代、もちろんバスの劣化もあるでしょうし、そういう中でこれが本当に正しい町民サービスの一貫なの考えます。ぜひともですね、1年間くらいかけてですね、これを検証して、全部とは言いませんが、取り入れられるところから、導入すべきだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野住民課長！

○住民課長 お答え申し上げます。デマンドバスの件の今ほど、お教えいただきました。先程も申しましたとおり、まずは、検証をきちっとやっていきたいと考えております。できま

したらば、乗車調査といいいますが、実際にお乗りになっているお客様に直接お話しを伺う。そういった調査なんかもできればいいなあと考えておりますので、新年度に向けましてそういった調査について、行っていければと考えております。そのうえで、いまほどご指摘ありましたメリット、デメリット、それから方法等々ございます。路線によっては乗っているかなりのお客様が乗っておる路線と、なかなか利用者があがらない路線がございますので、そういった路線ごとの検証なども含めて、行った中でより良い方法を検討していきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 3番目の質問に移ります。工業団地、住宅団地の造成の取組みについて、同僚議員が何人か同じような質問をしたいと思いますが、一つ質問させていただきます。まず、第1番目です。定住人口の増加、財源の確保、雇用の促進等将来への希望が持てるまちづくりを進めるため、民間主導への奨励金や補助金事業でなく、住宅団地造成を行政主導で取り組むべきと思いますが、町の考えを伺います。

また、工業団地を造成し、企業誘致に取り組むべきと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

増子企業局長！

○企業局長 第3の質問にお答えいたします。1点目の住宅団地造成についてですが、町は平成26年度に平沢字栄町地内と上舞木字戸ノ内地内の町有地9区画を整備し、平成27年4月から分譲販売を行いました。現在までに販売した区画は8区画となっております。

最近の土地需要の動きは、東日本大震災と東京電力福島原子力発電所の事故によるものが大きく影響しているものと推察されております。

こうした状況から、住宅分譲地の整備には、現在の土地需要はつかみにくい状況にあり判断も難しく、今後の景気回復の状況など、動向を見極める必要があると考えております。

2点目の工業団地造成についてですが、三春町の工業団地は、田村西部工業団地に1区画の用地がありましたが、このたび、住友電工の工場が進出する予定となり、完売する見込みとなりました。

町内の企業立地場所としては、工場跡地を県のホームページなどで紹介をしております。今後、町内に工業団地を造成するかにつきましては、今後の景気動向や立地希望の企業意向の調査など、県や関係機関ともに情報収集に努め、検討していきたくと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 只今の答弁はですね、土地の需要はつかみにくくと言ったり、判断も難しく今後景気回復の状況などをとすることで、ちょっと足踏みではないかと思うんですね。そういう中で、今三春の人口は正確なところでは1万7千きったと思うんですが、このあいの1万8千いくらってというのは、あれは避難者も入った人数でありますので、純然たる町民は1万7千きっていると思うんですね、今まで団地造成であります、下舞木の緑都団地、これは民間でやりました。あとは御木沢の御祭団地って言ったらいいんでしょうか、平沢団地って言ったらいいんでしょうか、それ合わせておおよそですが、約100戸ぐらい売れていると思います。売れて建物が建っていると思うんですね、1世帯3人にしたって300人、

4人世帯だったら400人、そのぐらいの人数は増えていると思うんですね、こういう団地がなかったら、今の三春の人口はなんぼになってんだべと、がっかりするような数字になっていると思うんですね、だから本当に定住促進という話をすんだったら、これは避けて通れないと思うんですね。とにかく坪5万くらいだったら、どんどん売れると思うんです。それは下舞木の緑都団地をみて分かるとおりに、あとは今回、上舞木と平沢で9区画造成して8区画売れたというのも7万前後ということでありますので、5万くらいで造成すればかなり売れると思うんです。それは、なぜかという郡山は15万以下の団地なんかいないんですね、坪単価、そういうことを考えればそっちの方から安く売れば来るんです。今家を建てる人は若い人なんです。若い人がくれば、子どもさんも行くんです。そういうことで、子どもさんもいれば、小学校も幼稚園も、今どんどん人口減少の中で少しは心配がなくなるんだろうと、いうこともございますし、今どんどん自主財源がなくなっている中で、固定資産税や住民税が少しはあてになるということで、これは本気になって取り組まなければならないことだと思っんです。これは、執行者の町長が思い決断をしなければ大金をはたくわけですから、執行者の町長が決断をくださなければ、できない問題だと思いますが、ひとつその辺を町長にう伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 議員のおっしゃる意味は良く分かります。今、震災以降ですね、避難者の方々、あるいは、避難以外の双葉地方の方々が町内に宅地を求め、家を建てている方々がたくさんおられます。今まで空いていた町の団地も、今残っているのは岩本くらいになりましたね。それから、八島台とか桜ヶ丘とか、今まで空いていた土地がですね、かなり埋まってきております。しかし、それでもまだ民間開発ですね、御祭の方とかね、まだまだ三春にはそういう空いている団地がたくさんあります。町でやるべきだという意見なんですけども、公共的に町が取り組む場合はですね、時間がかかります。はっきり言って。民間と違ってですね、2年、3年くらいかかってしまいます。この東日本大震災の復興需要が、今後どうなるんかという見通しが、今、私たちにははっきりした見通しは持てません。そういう状況の中で、どうしようか、町には今仮設住宅に使っている用地などもあります。復興住宅が完成しますと、そこに入居がされまると、仮設住宅の再編がでてきます。そういう場合にですね、宅地となるような場所をできるだけ再編をして、宅地化をしていくという考えも一方では今持っております。そんなことでですね、いろんなこの社会の動き、動向を見極めながらでないと、取り組めない。住宅団地にしても、工業団地にしてもね、3年くらいかかってやった時には、景気が下降線になって企業が来ない、住宅も建たないということも、想定としてはしながらいろいろ見極めをしなければならぬ。非常に難しい時期にあるということをご理解をいただきたいと思っんです。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 確かに難しい時期、難しい選択をしなくちゃならないよということでありますので、それは、承知しておりますが、復興関係ばかり考えなくてもいいと思っんですよ、下舞木の緑都団地なんかは、震災関連はほとんどなくて郡山の方から、来たんではないかと思っんですし、また、東の方なんかこれから住友電工の子会社が入るとい、いろんな要素がございまして、そっちの方だってこれから復興関係ばかりでなく、土地取得はあると思っんですよ。そういうことで、人口ビジョン総合戦略を策定しましたが、そういう

ことを本気になって住宅団地を造って、取り組まなければ目的は達成しないし、絵に描いた餅になってしまうんですね、だからリスクは確かにあつかもしないんですが、これは本気になって取り組む課題だと思うんですが、もう1回町長の考えを伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 今も申し上げましたが、非常に難しい選択であると、こういうことであります。ある程度の自信をもってね、できるような判断ができれば、即取り組むことは可能でありますけども、おっしゃるようになりますね、何をやってもリスクはつきものと、こういうことでありますので、その辺は理解はしておりますので、まずは社会情勢の動きをまず見極めることであるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 続きまして工業団地の件に移りますが、これも同僚議員が質問しておりますので、端的に質問いたします。再度、質問いたします。西部工業団地が完売しまして、今残っているのは、撤退した工場跡地1件のみだよということではありますが、その中でですね、これも同じく景気動向や誘致希望の調査など県の関係機関とともに、情報収集してということではありますが、雇用の促進をいつもあるたんびに町当局は力説するんですが、団地もないところに企業きてください、企業きてくださいとは言えませんね。まずは、やっぱり工業団地を造るべきだと思うんです。確かに町は財政、容易でないよということだと思うんですが、今ゼロ金利政策で、金利も安く借りられると思いますし、基金も目的基金もありますが、35億くらい基金あるんですね、そういう中で少しそういうところから繰り入れをしましてですね、やっぱり団地造成には取り組むべきだと思うんです。それはですね、今まで大平団地とか、平沢団地工業団地ですね、二つ町で造った経過があつと思うんです。そういうことで、今みんな完売して、従業員も多く地元の雇用もいっぱいいただいていると思われまして。一つの例をあげますとですね、須賀川市は八つの工業団地があるんです。八つあってもまだ造ると、これは規模が違うんだよと、三春の何倍も人口もあんだし、予算もあんだからって言えばそれまでですが、そうした取り組みをしなければ、絶対企業立地はできないんです。企業立地ができなければ、雇用も生まれません。そういうことを考えてですね、これも町長の思い切った決断がなければできない施策でありますので、もう一回町長の答弁を伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 全くやらないということではなくてですね、そういう社会情勢の動向をしっかりと見極めると、見極めてとこういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、散会いたします。傍聴者の皆さん大変ありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

(午後4時27分)

平成28年3月17日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
-----	--------

総務課長	工藤 浩之	財務課長	佐久間 幸久
住民課長	新野 徳秋	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	本間 徹	保健福祉課長	佐久間 孝夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子 伸一

教育委員会 委員長職務代理者	橋本 稔	教 育 長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	影山 敏夫	生涯学習課長	滝波 広寿

農業委員会会長	宗形 義 匡
---------	--------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年3月17日（木曜日） 午後2時48分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告及び審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第 1号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第 2号 町道路線の認定及び変更について

議案第 3号 三春町行政不服審査会条例の制定について

議案第 4号 職員の降給に関する条例の制定について

- 議案第 5 号 三春町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第 6 号 三春町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例附則第 2 条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 三春町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 三春町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 26 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 27 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 28 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 29 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 議案第30号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第31号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第32号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第33号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第34号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第35号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第36号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第37号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第38号 三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について
 議案第39号 ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について
 議案第40号 三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について
 議案第41号 さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について
 議案第42号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
 議案第43号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
 議案第44号 平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 議案第45号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
 議案第46号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について
 議案第47号 平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について
 議案第48号 平成28年度三春町一般会計予算について
 議案第49号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計予算について
 議案第50号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第51号 平成28年度三春町介護保険特別会計予算について
 議案第52号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計予算について
 議案第53号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
 議案第54号 平成28年度三春町病院事業会計予算について
 議案第55号 平成28年度三春町水道事業会計予算について
 議案第56号 平成28年度三春町下水道事業等会計予算について
 議案第57号 平成28年度三春町宅地造成事業会計予算について
 （議員提出議案）
 議案第58号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
 議案第59号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について

第4 三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

第5 特別委員会委員長報告

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時48分）

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 それでは、ただいまから会議を始めます。傍聴者の皆様方には、お忙しい中、傍聴いただきましてありがとうございます。全員協議会が長くなりまして、開会が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。只今より、本会議を開催いたします。

……………欠席届の報告……………

○議長 会議に先立ちまして報告いたします。執行側より、一身上の都合により武地優子教育委員会委員長が欠席となり、教育委員長代理として橋本稔教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

……………発言の一部訂正について……………

○議長 只今より、本日の会議を開きます。まず、議員の発言の訂正について報告いたします。6番鈴木利一君より、会議規則第61条の規定により、去る3月4日の一般質問における発言のうち、「仮設の案内板で誤魔化す。」という発言を「仮設の看板で間に合わせる。」と訂正したい旨の届け出があり、議長においてこれを許可したので報告いたします。

……………付託陳情事件の委員長報告……………

○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。
付託陳情事件の委員長報告を求めます。

○議長 総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が3月定例会において付託を受けた陳情事件2件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月7日、役場3階会議室において開会いたしました。

陳情事件第8号 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出について

陳情者 三春町字一本松132 社会民主党田村総支部 代表 中村功二

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目 地方自治法第99条の規定により、関係機関に戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書を提出すること。

陳情事件第3号 平和安全保障関連2法の廃案を求める意見書の採択について

陳情者 三春町字清水120「三春九条の会」代表世話人 伊藤 寛

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

以上2件については関連があるため、併せて審議を行いました。

なお、戦争法とありますが、安全保障関連2法として総務課長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、いずれも賛成1、反対3で不採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(議長の声あり)

○議長 15番佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 委員長に質問いたします。

ただいまの報告の中味なんですけれども、反対または賛成の主な意見の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 総務常任委員長！

○総務常任委員長 それでは審査の内容について、委員の意見を要約したものについて報告いたします。

最初に採択に賛成の意見として、この安全保障関連2法は、明らかに憲法違反である。世論調査でも6割が反対、8割近い人が審議を尽くしていない、歴代政府が70年間守ってきた海外で武力行使をしないという憲法9条を骨抜きにした。三春九条の会では、廃止を求める署名活動を行っており、2,000名近い署名が集まっている。

また、昨年9月定例議会の際には、全会一致で採択されており他議員の意見も聞く必要があるのではないか。

自分の国が攻められる場合に自衛隊が活動するのは当然と思うが、他の国へ行って武力行使する必要は全くない。そういったことからこの陳情は採択していただきたい。

採択に反対の意見1人目

日本は世界各国から、物資や金銭的支援だけで良いのかと言われていた。PKO活動などで後方支援はするべきであるとする。問題は憲法解釈をなし崩し的に進めていくことであり、私も戦争は絶対反対である。法的な整備をきちっと整え金銭的な支援だけではないという日本の立場を訴えていくべきと考える。

よって、この陳情には反対である。

採択に反対の意見2人目

日本は戦後70年国民の努力により現在のよう国になった。しかし、現状を察すれば中国の尖閣諸島問題、南シナ海、北朝鮮の行動など一連の問題を考えると、日本は他国に守られていけば良いのか。法案は平成27年9月19日に成立している。自分の国は自分で守っていくべきで、この陳情は不採択とすべきである。

採択に反対の意見3人目

戦争をしない、自分の国は自分で守るそれが基本である。憲法を発令して70年経過した今、今回の法案は自衛隊の存在そのものに始まり、その時々国際情勢の変化を鑑みながら解釈の変更で法整備を行ってきた。7月の参議院選挙で安全保障関連2法が争点となると思うが、国民の判断の結果を重視すべきである。

世界は不安定な情勢が続いている。世界各国で活躍している日本人の安全を守るにはどうしたらよいか、小型ボートで命を懸けて地中海を越えてくる人々、紛争地に支援物資を届けようにもなかなか届かない、これらのことに日本人として何が出来るか考えるべきである。以上の観点から不採択とすべきである。

以上報告いたします。

○議長 他にありませんか。

○議長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長 次に討論を行います。陳情事件第8号及び第3号については、同主旨の陳情でありますので、一括して討論を行います。

ただいまの委員長報告は不採択であります。まず、本件陳情を採択することに賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君!

○5番(山崎ふじ子君) 陳情の趣旨に沿って意見書を提出することに賛同する立場から意見を述べたいと思います。

安倍内閣が成立させた安保法制は先の大戦で国民の310万人、アジアの人々2,000万人といわれる尊い犠牲者への鎮魂と、二度と戦争は起こさないとの誓いを込めて誕生させた平和憲法を根底から覆すもので、世界の平和実現のためにも武力以外の方法で貢献しようとする国民の願いに真っ向から反し、到底受け入れることはできません。

さらに、歴代の自民党内閣も、憲法違反としてきた集団的自衛権行使を容認した閣議決定を実行可能なものにするための法整備で、これまで自衛隊は戦力ではなく、占守防衛を主と

した自衛のための必要な最小限の実力と説明し、海外での武力行使はできないと、国民との同意を形成してきた枠を取り外し、他国アメリカのために自衛隊をいつでもどこへでも派遣し、武力行使を可能にしようとするもので憲法第9条違反は明らかです。国会の審議経過を見ても、参考人質疑で与党推薦を含む多くの参考人が憲法違反と明言し、その他多くの法律の専門家も憲法違反と指摘しています。世論調査で国民は8割が説明不足、過半数がこの国会での成立には反対と回答していました。立憲主義とは、時の権力者に対して独断で戦争を起こしたり、その横暴によって国民に不利益が及ばないよう権力者の手足に縛りをかけ、憲法に従って行政を執行するよう規定していることです。安倍内閣は国会多数の議決が民主主義と繰り返していますが、前回の総選挙では歪んだ選挙制度に支えられたもとの、自民党は有権者比で17%の得票でありました。日本国憲法では第10条で最高法規として遵守義務を第99条で述べております。天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護すると定められています。

そして、世界に誇るべき平和主義を掲げ、前文の中で政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないように決意し、全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認すると宣言しています。第9条は第1項で、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するとし、第2項で世界に類を見ない、前項の目的を達するため陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないと、戦力の不保持と交戦権を否認して規定しています。憲法制定時の政権帝国会議1946年6月26日で吉田茂首相は「戦争放棄に関する本案の規定は直接には自衛権を否定はしておりませんが、第9条の2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争もまた交戦権も放棄したものであります。」と発言しています。

日本国憲法はGHQからの押しつけとか独立国家として自主憲法を持つのが当たり前とか70年も経って古くて時代の変化についていけないなど様々な解約攻撃がされてきました。

しかし、日本国憲法の三本柱、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義は人類普遍の原理として最も大切にしなければならないと考えます。その考えを基本に据えれば、時代遅れの法律があるとすればその法律を変えれば済むことで、憲法そのものを変える必要は全くありません。憲法改定を口にするのは、平和主義、人権、国民主権を持つ国民の存在が自分にとって不都合な人たちが言うことです。GHQ草案に携わったベアテ・シロタ・ゴードンさんは、講演などで日本国憲法はアメリカがつくったものでも日本がつくったものでもありません。誰がつくったかといえば、それは歴史の英知です。と言っています。そして9条の戦争放棄は、ときのヘーバラ首相が提案したという複数の記録も残っております。近隣諸国の脅威論も日ソ共同宣言、日中共同声明、日朝平壤宣言、日韓条約のそれぞれの原点に立ち返り外交努力を積み重ねれば、相互理解と信頼の深まりによって友好関係を築けるものと考えますし、それこそが平和憲法の本質であると確信します。抑止力の名のもとに武力に頼って外交問題を解決しようとするならば、相手を上回る際限のない軍備拡大競争を招くだけで、真の平和を達成することは不可能であろうと思います。

三春町史によりますと、先の大戦で三春町の戦死者は700名で、その中には兄弟3人も戦士されたご家族、同じく2名が37家族。叔父、甥、ご夫婦がそれぞれ1組と記録に残されています。今回成立した安保法制に対しまして、町民から様々に不安の声が寄せられています。「戦争に道を開く法律はだめだ。自衛隊の入会者がいなくなって、次に来るのは徴兵制

だばい。若者たちが、おれたちが戦争に行くことになる。絶対反対だ。先輩たちは歳だから関係ねえべけど、戦争は始まったら止めらんがんない。」その他戦争を体験した方々は、どんなに苦労して今まで生きてきたかを語ってくださいます。母として命を生み出す母親は、命を育て、命を守ることを望みます。母の立場としても夫、子ども、孫たちを戦場に送り出すことは絶対に許されません。次の世代にどのような日本を手渡すのか、今私たちに問われているのではないのでしょうか。議員の皆様は町民から選ばれた方々であります。町民の命と暮らしを守るため、日頃より活動されていると思っております。日本国憲法を守る立場に立たれるのか、憲法違反のこの法律を認める立場に立たれるのか、懸命なご判断をお願いいたしまして発言を終わります。

○議長 次に、本陳情事件を採択することに反対者の発言を許します。

(議長の声あり)

○議長 3番影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 平和安全保障関連2法の廃止を求める意見書の採択について、私は反対の立場で討論を行います。

もちろん、私もこれらの法律に異議を唱え、反対される方が多くおられることも承知しております。日本が戦争を起こすようなことにはなあってほしくない、という願う1人でもあります。そのため、今年の陳情の際には法案の段階でありましたので廃案について賛同したものであります。

しかし、この法案は昨年9月19日の国会において可決され、法律とし成立し施行されております。今回、2件の陳情趣旨を見ますと、平和安全保障関連2法が憲法違反、あるいは憲法違反の疑いがあるということでもあります。法律として成立し、施行されてしまった後は、我々一地方議会が法律に異議を唱えるべきではなく、その判断については司法の場に委ねるものであるべきだと思います。

したがって、その分を超える趣旨の陳情には賛成できないものであり、反対するものであります。以上であります。

○議長 次に、賛成討論はありますか。

(議長の声あり)

○議長 15番佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 戦争法案の廃止についての陳情について賛成する立場で若干お話をしたいと思います。

今、先ほど委員長報告について質問いたしましたけれども、賛成、反対それぞれの意見についてお聞きをしました。

また、今、反対討論、それから賛成討論も聞いたうえで申し上げます。かなり、中味としてダブる問題もありますけれども、できるだけダブらない中味で話をしたいと思います。

賛成討論で今新たに言われたのは、法律的に決まると、決まったからしょうがないと、こういうような趣旨での発言であります。私は法律で決まろうがどうしても、国民、ましてこういう小さい三春町の議会でありますから、三春町の町民のほとんどがやはり問題だということであれば、やはり声を大にして三春町の議会から国会に声をあげていくと、それが当たり前の姿だろうと、したがって私は一議員として町民の声を訴えていくという立場でまずは申し上げていきたいと思っております。

さらに趣旨の中味によれば、国際的に日本がやっぱり金で援助をしたり、そういうことではとてもじゃないがとされている。こういうような趣旨の反対の中味もありますけれども、

誰がどこの国が、日本の平和憲法はおかしい直さなきゃないと言っているのでしょうか。どこの国も言ってないのです。言っているのは日本の国の安倍総理だけが変えなきゃならんと、こう言っているのです。

したがって、さも聞くと日本は金だけやって体を使わない軍隊も出さない、さも言っている国の方がですね、我々と同じく軍隊を出して戦争で死者を出す、そういうことがない日本がおかしいと、こう言われている、みたいな発言になっているのです。そうであれば、日本の国自体が、軍隊を作ってアメリカと同じく戦争で死者をいっぱい出さないと同格にならない。そういう意味で言われていること自体、おかしいと気づくのが当たり前なんです。したがって多くの国民、多くの町民の方が、この戦争法案はそういうものである。したがって戦争には息子、孫、これからの若い人、そういう立場で絶対反対だという声が先ほどの話の中にありましたけれども、6割、そして同調する人も含めて8割と、それが5割以下に減るなどということは未だにないみたいです。したがって、そういう民意を含めて、やはり賛成すべきだと。

さらに、犠牲の問題でありますけれども、皆さんもそのことは同じだと思うんです。戦争になることは避けなきゃならん。皆さんも子どももいるし孫もいるし、そういう観点からすれば同じなんです。同じだけれども、なぜか中国が敵みたいな話も出るんです。なぜ、中国を敵にするのか。味方にするような努力をしたのか。して、それでも中国は日本は嫌いだと、日本は徹底的にやっつけねばならんと、こういうふうな発言をしているのか。アメリカと手を組んで中国とは手を組まない。ということでは世界平和を目指す日本の国のあるべき姿では全くない。私は思います。

しゃべれば1時間2時間ありますので、この辺で止めておきたいと思っておりますけれども、基本的に戦争にならざるを得ない、そういう影があるということであれば、それはやっぱり取り止める。仮に国会の中で成立しても廃止をさせる。このことが我々まず議員の使命だと、そういう立場で原案について、賛成の討論としたいと思っております。以上です。

○議長 次に、反対討論はありますか。

(議長の声あり)

○議長 8番渡辺正久君！

○8番(渡辺正久君) 私は、意見書の提出に反対の立場から発言をいたします。

昨年12月定例会の陳情事件第8号「戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出について」の総務常任委員会での審査において憲法改正に理解を示すものの、今回憲法の解釈の変更で法改正するのは違憲性が高いので国会で議論を尽くし国民が納得のいく手順で改正すべきという思いから、提出に賛成の考えでありました。

しかし、その後の国会の推移をみますと、国民の声に押されたのか、安倍首相も憲法改正について国民的な議論と理解、そして政党間の議論など、正面から向き合う意向を示しました。

また、野党各党も見解を明らかにするなど、7月の参議院選挙も含めて気運がますます高まっていくと思っております。よって今後の国会での十分な時間をかけての議論に期待をいたしますとともに、判断は司法の場に委ねるべきだと考えます。

以上の理由によりまして、今回の提出は見合わせ、中止すべきであると考え反対するものであります。以上です。

○議長 他に討論はありますか。

(なしの声あり)

- 議長 ないようですので以上で、討論を終結いたします。
- 議長 それでは、「陳情第8号戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出について」を採決いたします。
- 議長 本陳情に対する委員長報告は不採択であります。
したがいまして、原案について採決いたします。
- 議長 陳情第8号を採択することに賛成の方の起立を求めます。
(起立6名)
5番山崎ふじ子議員、6番鈴木利一議員、9番三瓶文博議員、11番小林鶴夫議員、
14番日下部三枝議員、15番佐藤弘議員
- 議長 起立少数であります。
よって、陳情第8号は不採択とすることに決しました。
- 議長 次に、陳情第3号「平和安全保障関連二法の廃止を求める意見書の採択について」
お諮りいたします。
- 議長 ただいま、同主旨の陳情第8号が不採択とされましたので、会議規則第15条の規定による一事不再議の原則に基づき、陳情第3号は不採択とされたものとみなすことにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、陳情第3号は、不採択とみなすことに決しました。
- 議長 引き続き、付託陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。
- 議長 経済建設常任委員長から付託陳情事件の報告を求めます。
- 議長 経済建設常任委員長！
- 経済建設常任委員長 経済建設常任委員会から、3月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。
なお、審査については、3月8日、第4委員会室において開会いたしました。
陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
陳情者 田村市船引町船引字南町通52 日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会 議長 吉田実
本陳情は、福島県の最低賃金は、政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国でも31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いことから、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを求めるため、要望するものであります。
以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当だと判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。
以上、経済建設常任委員会の報告といたします。
- 議長 ただいまの委員長報告に、質疑があればこれを許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
討論があればこれを許します。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。

○議長 陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」採決します。

ただいまの委員長報告のとおり、採択することに決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、採択することに決しました。

○議長 次に文教厚生常任委員長から付託陳情事件の報告を求めます。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が、3月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月8日、第3委員会室において開会いたしました。

陳情第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

福島県労働福祉協議会田村地区労働福祉協議会 会長 横田登

本陳情は、次の事項を内容とする意見書について、政府関係機関への提出を求めるものがあります。

陳情項目

1. 速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等含めて拡充を図ること。
2. 現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

以上について、教育長及び教育次長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に、質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 討論があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 陳情第2号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について」採決します。

ただいまの委員長報告のとおり、採択することに決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、採択することに決しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

○議長 総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月3日に日程設定を行い、3月7日、9日、10日及び14日の5日間、役場3階会議室及び第1委員会室において開会いたしました。

議案第 3号 三春町行政不服審査会条例の制定について

議案第 4号 職員の降給に関する条例の制定について

議案第 6号 三春町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 三春町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

以上16案について総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、議案第14号、15号、16号については賛成多数、他の議案については全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 1号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第18号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成27年度三春町一般会計補正予算(第6号)について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 平成28年度三春町一般会計予算について

財務課長、総務課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、平成28年度予算書に基づき、一般会計全般について詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○**経済建設常任委員長** 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月3日に日程設定を行い、3月7日、8日、10日、11日、14日、及び3月17日の7日間、第4委員会室において及び現地調査を含めて開会いたしました。

議案第2号 町道路線の認定及び変更について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 三春町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例等を廃止する条例の制定について

議案第39号 ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について

議案第40号 三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について

以上3案について、産業課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 平成28年度三春町一般会計予算について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成28年度三春町水道事業会計予算について

議案第56号 平成28年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第57号 平成28年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上4案について、企業局長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○**文教厚生常任委員長** 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月3日に日程設定を行い、3月7日、8日、9日、10日、14日及び17日の7日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第20号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、住民課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について

議案第41号 さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について

以上2案について、生涯学習課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第44号 平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

以上2案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 平成28年度三春町一般会計予算について

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第50号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第51号 平成28年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第54号 平成28年度三春町病院事業会計予算について

以上4案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計予算について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第25号から第37号までの人事案件、第46号及び第53号の放射性物質対策特別会計の補正、当初予算関係の15議案につきましては、委員会に付託せず、全体会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

○議長 議案第1号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長 議案第2号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「三春町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「三春町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例等を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「三春町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより、議案第11号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長 議案第12号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより、議案第12号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第13号「職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより、議案第13号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第14号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)

- 議長 討論なしと認めます。
これより、議案第14号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議ありの声あり)
- 議長 ただいまの議長の宣告に対し異議がありました。この場合の申し立ては、会議規則第83条の規定により、2人以上を必要といたします。異議のある方の挙手を求めます。
(挙手1名) 5番山崎ふじ子議員
- 議長 挙手は1名であります。2人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。議長の宣告は確定いたしました。
改めて申し上げます。議案第14号を採決いたします。
- 議長 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第15号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより、議案第15号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議ありの声あり)
- 議長 ただいまの議長の宣告に対し異議がありました。この場合の申し立ては、会議規則第83条の規定により、2人以上を必要とします。異議のある方の挙手を求めます。
(挙手1名) 5番山崎ふじ子議員
- 議長 挙手2人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。議長の宣告は確定いたしました。
改めて申し上げます。議案第15号を採決します。
- 議長 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第16号「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 ただいまの議長の宣告に対し異議がありました。この場合の申し立ては、会議規則第83条の規定により、2人以上を必要とします。異議のある方の挙手を求めます。

(挙手1名) 5番山崎ふじ子議員

○議長 挙手2人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。議長の宣告は確定いたしました。

改めて申し上げます。議案第16号を採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「三春町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第22号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「三春町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

(議長の声あり)

○議長 15番佐藤弘君

○15番(佐藤弘議員) 本議案は、私の一身上に関する議案ですので退場の許可をお願い

をしたいと思います。

○議長 佐藤弘君の退場を許可いたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐藤久美氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤弘君の再入場を許可いたします。

(15番佐藤弘議員再入場)

議案第26号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、松崎寛文氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第27号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、橋本一三氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第28号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、過足長貞氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第29号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、橋本洋子氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第30号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、山村謙二氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第31号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、石黒昭一氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第32号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、大内昭喜氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第33号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
これより、議案第33号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、橋本衛氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。
議案第34号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。
- 議長 これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
これより、議案第34号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、山口利夫氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。
議案第35号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。
- 議長 これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
これより、議案第35号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、松崎正夫氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。
議案第36号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題と

いたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、田中清美氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第37号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、伊藤重雄氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第38号「三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第41号「さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第42号「平成27年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第43号「平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第44号「平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第45号「平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第46号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第47号「平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

資本的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第48号「平成28年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 ただいまの議長の宣告に対し異議がありました。この場合の申し立ては、会議規則第83条の規定により、2人以上を必要とします。異議のある方の挙手を求めます。

(挙手1名) 5番山崎ふじ子議員

○議長 挙手2人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。議長の宣告は確定いたしました。

○議長 改めて申し上げます。議案第49号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号「平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第51号「平成28年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第52号「平成28年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第53号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第54号「平成28年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第55号「平成28年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第56号「平成28年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第57号「平成28年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま13番 影山常光君ほか2名より、

議案第58号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、
4番松村妙子君ほか2名より、

議案第59号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出
について」

の2議案が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号及び第59号の2議案を日程に追加し、議題とすることに決ま
した。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

○議長 議案第58号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出につ
いて」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。13番影山常光君！

○13番(影山常光議員) 議案第58号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求め
る意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求め
る意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成28年3月17日提出

提出者 三春町議会議員 影山常光

賛成者 三春町議会議員 新田信二

賛成者 三春町議会議員 佐藤一八

意見書の内容並びに提出先につきましては、お手元に配布いたしました意見書のと
おりであります。

平成28年3月17日 三春町議会議長 陰山丈夫

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第59号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。4番松村妙子君！

○4番(松村妙子議員) 議案第59号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成28年3月17日提出

提出者 三春町議会議員 松村妙子

賛成者 三春町議会議員 山崎ふじ子

賛成者 三春町議会議員 三瓶文博

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成28年3月17日 三春町議会議員 陰山丈夫

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

…………… 三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 ……………

○議長 日程第4により、三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

○議長 三春町選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項の規定に基づき、選挙管理委員4名、同補充員4名が、3月31日をもって任期満了となる通知がありましたので、選挙を行うものであります。

○議長 選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

○議長 次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますがご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長 三春町選挙管理委員会委員に、

三春町大字北成田字鍛冶内 2 7 2 番地	橋本春雄君。
三春町大字過足字紙漉 2 3 8 番地の 1 6	横山滋君。
三春町大字上舞木字向田 1 1 2 番地の 3 7	宗形義正君。
三春町字師範場 1 4 番地の 3	郡司洋子君。

の以上 4 名を

同補充員に、

三春町大字斎藤字長久保 1 5 7 番地	渡辺倫良君。
三春町字北町 1 4 2 番地	村田利子君。
三春町大字平沢字広久保 3 0 番地の 6	村田倉次君。
三春町大字実沢字開宝山 8 6 番地	吉田吉一君。

の以上 4 名を、それぞれ指名いたします。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました 8 名を、三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました 8 名が、それぞれ選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

…………… 特別委員会の委員長報告 ……………

○議長 日程第 5 により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第 4 4 条の 2 の規定により、各特別委員会の所管事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、各特別委員会委員長の報告を求めます。桜川河川改修対策特別委員会委員長！

○桜川河川改修対策特別委員会委員長

桜川河川改修対策特別委員会より報告いたします。

当委員会では、昨年 1 0 月 1 日より本日まで、桜川河川改修事業及び関連します県・町事業の取組みについて随時担当者より報告を受け、慎重審査をして参りました。

これまでの活動内容について、概要を申し上げたいと思います。

桜川河川改修事業は、平成 2 0 年度から実施されていまして市街地部の約 2, 7 6 0 mのうち、道路改良改修事業で発注になります新町橋上下流 2 6 mを除く 2, 7 3 4 mが今年度末には完成し、残りの 2 6 mも工事が発注されており、今年夏には上流工区全区間が完成する見込みとなりました。完成の暁には竣工式が予定されています。当委員会といたしましては、全区間完成までしっかりと経過を見守っていきます。

上流工区では、各所で工事中に発生した土砂が堆積し、草木が繁茂した状況になっている

ことから、桜川の良好な環境整備のため「堆積土砂の撤去と草刈りについて」、町当局と協力し福島県に要望を実施して来ました。

その結果、堆積土砂の撤去につきましては、一本松地内で既に実施され、御免橋から大神宮橋の間でも実施に向けた準備が進められております。

草刈りにつきましても、山崎橋から下流200mで実施され、さらに春の観光シーズンに向け大町から八幡町にかけて実施される予定となっていることが報告されました。

特別委員会では桜川の良好な環境整備のため、引き続き町当局と協力して河川管理者であります福島県に、堆積土砂の撤去及び草刈りについて要望を実施して参ります。

また、上流工区が完成することから、引き続き下流工区の事業化を進めていくため、2月5日に福島県土木部長に要望を実施しました。本格的な事業化まで今後も継続して要望活動を実施して参ります。

桜川及びその周辺の整備により、街なかの大きな空間整備ができました。これからは、良い環境並びに景観を維持し、育てていくことが、三春町の魅力向上につながっていくものと考えられますことから、当委員会としましても町民の皆様のご意見をお伺いながら、積極的に活動して参りたいと存じております。

つきましては、桜川河川改修上流工区の早期完成及び下流工区の早期事業化のため、より良い景観形成及び良好なまちづくりのため、今後とも積極的かつ慎重な審査を継続して実施して参りたいと考えております。以上、桜川河川改修対策特別委員会の報告といたします。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長！

○三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長

三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

当委員会は、昨年10月1日より本日まで、学校施設に係る取組みについて、計3回の委員会を開催いたしました。

これまでの当委員会の審査内容等について、その概要を報告いたします。

12月に開催の委員会においては、福島定住等緊急支援事業交付金を用いて整備を行っている遊具更新事業の実施状況を確認するため、三春小学校及び岩江幼稚園に赴き、現地調査を実施いたしました。

調査の内容といたしましては、現地において更新状況を担当者より報告を求めるとともに、校長及び園長より実際の利用状況等についても説明を求めました。遊具の整備事業という性質上、特に子どもにとっての安全性の観点から、慎重な調査を実施いたしました。

また、本日の委員会においては、「町立小学校再編等に係る対応」（素案）について、担当より、提出資料に基づき説明を求め、これを審査いたしました。

小学校の再編につきましては、当委員会といたしても注視している案件であり、今後においても、引き続き、随時報告を求めるとともに、慎重な審査をして参りたいと考えております。

当委員会としては、保育所、幼稚園及び各小・中学校の運営などについて、引き続き、広い視点から、積極的に議論して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、活動内容を申し上げ、三春町町立学校再編等調査特別委員会の報告といたします。

○議長 三春町議会広報広聴特別委員会委員長！

○三春町議会広報広聴特別委員会委員長

三春町議会広報広聴特別委員会より報告します。

昨年10月21日に、議会の活性化とさらに開かれた議会の広報広聴を推進するため、7

名により本特別委員会を設置しましたので、これまでの活動内容の概要を申し上げます。

まず、本委員会においては、昨年開催された各地区まちづくり懇談会において町民と町との懇談会終了後に、新たな試みとして、町民の忌憚のない意見を伺い、今後の議会活動に反映させるとともに、さらに開かれた議会を目指すために開催した「町民と議会との意見交換会」の企画・運営を行いました。

また、全地区の意見交換会の終了後には、意見交換会のあり方、町民から寄せられた意見・要望の取りまとめ手法、今後の対応等について協議いたしました。

具体的な検討内容としては、「議会として行う意見交換会であり、意見交換会の進め方など課題があったのではないか」、「住民の方は、議会と執行側との役割を区別しての発言は難しく、本来、執行側に対してすべき意見・要望が議会に対して出される場合もあったのではないか」、「意見交換会の内容は議会報に掲載し、広く町民にお知らせすべきではないか」などの意見があり、それらの総括は議会全員協議会の場で行いました。

昨年11月及び今年1月には、それぞれ「議会報みはる第142号」及び「第143号」の編集・校正を行うとともに、紙面の充実を図るため、新規掲載内容や拡充内容についての議論も行いました。その結果、「議会報みはる第143号」には、

- 1) まちづくり懇談会での要望に対しての町への申し入れ内容や議会への要望事項
- 2) 定例会への提出議案及び審議結果をまとめた一覧表
- 3) 定例会の一般質問で町から「検討したい」旨を回答した内容に対しての、今後の検討状況の周知

を新規に掲載するとともに、

- 4) 各常任委員会の視察研修報告を拡充して発行しました。

今後の課題としては、広く意見を聞くための町民との意見交換の持ち方をどのようにするか、「議会報みはる」のさらなる充実のためにはどのような紙面構成が良いか、などがあげられます。

これらについては、今後、精力的に特別委員会の中で検討を行い、議会広報広聴の発展のため努力して参りたいと考えますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、三春町議会広報広聴特別委員会からの報告といたします。

○議長 ただいま、総務・経済建設・文教厚生常任委員長 並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修対策・三春町町立学校再編等調査・三春町議会広報広聴の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長よりの申出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の

審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長！

○町長 長丁場の3月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案の審査をしていただきまして、全議案承認、可決、同意をしていただきましてありがとうございます。

なお、平成28年度の予算執行につきましては、しっかりと精査をしながら効果的な予算執行に努めて参りたいと考えておりますので、今後ともご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げ閉会に当たっての挨拶といたします。ご苦勞様でした。

○議長 これをもって、平成28年三春町議会3月定例会を閉会いたします。傍聴者の皆様方、長時間に渡りましてありがとうございました。

(閉会 午後4時51分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月17日

福島県田村郡三春町議会

議 長 陰 山 丈 夫

署 名 議 員 小 林 鶴 夫

署 名 議 員 橋 本 善 次

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第1号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	承認
議案第2号	町道路線の認定及び変更について	全 員	原案可決
議案第3号	三春町行政不服審査会条例の制定について	全 員	原案可決
議案第4号	職員の降給に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第5号	三春町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例等を廃止する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第6号	三春町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第7号	三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第8号	三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第9号	三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第10号	三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第11号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第12号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第13号	職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第14号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14名賛成 1名反対	原案可決
議案第15号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14名賛成 1名反対	原案可決
議案第16号	教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14名賛成 1名反対	原案可決
議案第17号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第18号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第19号	三春町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第20号	三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第21号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決

議案第22号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第23号	三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第24号	三春町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第25号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第26号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第27号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第28号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第29号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第30号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第31号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第32号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第33号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第34号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第35号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第36号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第37号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第38号	三春町国際交流館「ライスレイクの家」に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第39号	ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第40号	三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第41号	さくら湖自然観察ステーションに係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第42号	平成27年度三春町一般会計補正予算(第6号)について	全 員	原案可決
議案第43号	平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決

議案第44号	平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決
議案第45号	平成27年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第46号	平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決
議案第47号	平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第48号	平成28年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第49号	平成28年度三春町国民健康保険特別会計予算について	14名賛成 1名反対	原案可決
議案第50号	平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第51号	平成28年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第52号	平成28年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第53号	平成28年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第54号	平成28年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第55号	平成28年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第56号	平成28年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第57号	平成28年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第58号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第59号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について	全 員	原案可決